

会報 えびめ

第137号



▲道後温泉本館



▲デンマークでのトライアスロン選手権（堀川会員）



▲宇和島市家屋被害認定調査



え ひ め け ん と ち か お く ち ょ う さ し かい
愛媛県土地家屋調査士会

土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命
不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。
2. 公 正
品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。
3. 研 鑽
専門分野の知識と技術の向上を図る。



会報えひめ

137号

目次

□新年の御挨拶

愛媛県土地家屋調査士会 会長	山 本 明 宏	2
松山地方法務局長	山 岡 徳 光	4
愛媛弁護士会 会長	中 川 創 太	5
愛媛県司法書士会 会長	池 田 誠 治	6
愛媛県行政書士会 会長	山 本 大 樹	7
日本土地家屋調査士会連合会 会長	岡 田 潤一郎	8

□副会長・各部・センター便り

..... 副会長	三 宅 雄 二	9
..... 副会長	入 船 和 仁	10
総務部 総務部長	河 本 浩 志	11
財務部 財務部長	中 川 清 貴	12
業務部 業務部長	江 口 朋 宏	13
研修部 研修部長	平 塚 信 二	14
広報部 広報部長	伊 藤 大 繕	15
社会事業部 社会事業部長	藤 永 守	16
境界問題相談センター愛媛 センター長	徳 永 哲	17

□支部便り

松山支部 松山支部長	栗 山 純 造	19
西条支部 西条支部長	上 野 直 行	20
四国中央支部 四国中央支部長	真 鍋 佳 広	21
今治支部 今治支部長	達 川 竜太郎	22
大洲支部 大洲支部長	信 宮 靖	24
宇和島支部 宇和島支部長	毛 利 潤 也	25

□西日本豪雨災害

豪雨への対応の経緯		26
家屋被害認定調査 宇和島支部 副支部長	渡 邊 幸 治	29

□会員コーナー Voice

トライアスロン報告	堀 川 貴 史	30
第33回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会報告		
..... 広報部長	伊 藤 大 繕	32
伊予農課外授業について 松山支部 副支部長	小 島 裕 介	34
□温故知新 愛媛会のあゆみ	小 野 勇	35
□退会のことば 元土地家屋調査士	佐 藤 裕 三	38
□会員事務所訪問	守 谷 秀 典	39
.....	山 本 真 二	40
□入会のことば	新 入 会 員	41
□事務局便り 会員の異動	事 務 局	42
□編集後記 編集委員	会報編集委員	43



新年の御挨拶



※ 頑張ろう！愛媛 ※

愛媛県土地家屋調査士会 会長 山本 明 宏

7月豪雨災害に被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、復旧復興活動にご尽力されています全ての方々に敬意を表します。

また、この度の災害に際し、愛媛会に対して、連合会や全国のプロック協議会、そして各調査士会などから多くのご支援や励ましのお言葉をいただき心から感謝申し上げます。

さて、昨年7月7日に発生した豪雨により、愛媛県はこれまでに経験したことのない被害を受けました。特に南予地方は河川の氾濫や浸水害、土砂災害による甚大なる被害にみまわれました。愛媛会でも南予の会員6名が被災しましたが、皆様方のご支援が被災した会員らに勇気と希望を与え、復旧復興に向けた大きな原動力となっています。改めて厚く御礼申し上げます。

今回の豪雨災害の対応の経験を踏まえ、今後に向けて改善した方がよいのではないかと感じたことがいくつかありますので、備忘のために記しておきます。

1 災害発生時の会員の安否確認

愛媛会では、災害発生の翌日（7月8日）に災害対策本部を立ち上げ、まず会員の安否確認を行ったが、災害発生直後であり、インターネットや携帯電話が不通となっており安否の確認ができない会員が多く生じました。そこで、役員を安否確認のため被災地に派遣することも検討しましたが、災害により交通網が麻痺しており、また被災地の状況が把握できない状況での対応は役員が2次被害にあう可能性があったので断念しました。結果、各支部にもお願いして可能な範囲での会員の安否確認をお願いし、災害発生の3日後には全会員の安否を確認することができました。

これまで愛媛会では、有事の安否確認のため、平時より会員に対して緊急メールの登録をお願いし（約4割の会員が登録）、登録会員に対して事務局より月初に電子メールを送信して有事に備えていた。しかし、災害発生時には翌日が日曜日だったこともありました。今後は、会員に対して緊急メールの登録を積極的に促すとともに、電子メールだけでなく、SNSの活用など、そして各支部との更なる連携を強化したいと思います。

2 り災証明発行のための家屋被害認定調査

愛媛会は、県下20市町と「災害時における家屋被害認定調査に関する協定書」を締結しています。この協定は、り災証明（災害による被害の程度を証明する書面）発行のための被災家屋の認定調査等を行うものです。今回の豪雨災害を受け、宇和島市より協力要請があり被害認定調査を実施しました。しかし、災害発生直後は、平時に準備想定していたものとは異なり初期対応にかなり苦慮しました。

今回の災害は豪雨による水害や土砂災害であり、それに対応する被害認定調査が必要とな



りました。そこで、調査員の「目線合わせ」のため、(公社)愛媛県不動産鑑定士協会と大分県で過去に被害認定調査を経験した土地家屋調査士らの協力を得て研修会を実施して現地対応しました。り災証明は義援金など公的支援を受ける際に必要となり、被災者に対して、り災証明を速やかに発行することが重要です。調査士会の被害認定調査は昨年をもって終了しましたが、被災者の一助となったのであれば幸いです。

3 各士業団体の連携

災害発生直後に優先されるのは、人命の救助・救出とライフラインの対応です。その後、生活生業再建支援や復旧復興事業が始まりますが、役所も通常以外の業務に忙殺され、マンパワーが完全に不足します。私は、それらを補うのが各士業団体の役割だと考えます。土地家屋調査士会を含む各士業団体では、社会貢献事業として各種メニューを準備しており、今回の豪雨災害の対応でも迅速な行動が多く見られました。しかし、支援活動のほとんどが単独で行っており、協働ではなかった、ということです。仮に各士業団体が協働して対応していればどれほど大きな力になっていたでしょう。これまで各士業団体で、災害時の支援活動について協議していなかったことが残念でなりません。政府の中央防災会議の報告書案によれば「南海トラフ巨大地震は、今後30年以内に70～80%の確率で発生する」と示しています。災害は、いつ起こるか分かりません。明日起こるかもしれません。

今回の災害対応の反省を踏まえ、早々に各士業団体が協働して災害時に対応できる枠組み作りに尽力したいと思います。

おわりに

被災地は現在、少しずつではありますが元の姿に戻りつつあります。しかし、未だ傷跡が残る箇所が多々あり復興にはまだまだ時間が必要と思われます。

愛媛県土地家屋調査士会は、被災地の日でも早い復旧復興のため、行政や市民の要請に可能な範囲で協力する所存です。そのためには、皆様の一層のご支援、ご協力が必要となりますので引き続き宜しくお願いいたします。

平成最後の新年を迎え、新しい年が皆様方にとりまして希望に満ちた、大いなる発展の年になりますことを心より祈念いたします。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。





新年の御挨拶



❀ 新年の御挨拶 ❀

松山地方法務局長 山岡 徳 光

新年明けましておめでとうございます。

愛媛県土地家屋調査士会及び会員の皆様方におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのことと、心からお喜び申し上げます。また、平成30年7月豪雨により被災された会員の皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

貴会及び会員の皆様方には、日頃から登記行政を始めとする法務局の業務運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。取り分け、「全国一斉！法務局休日相談所」の開設に当たりましては、本年度も御協力を賜り、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、登記所備付地図の整備は、法務局における最重要課題であり、昨年6月15日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」等にも明記されるなど、その重要性は、各方面に広く認識されています。当局におきましては、本年度、松山市東雲・八坂地区（2年目作業）に続き、松山市道後姫塚・石手地区（1年目作業）において地図作成作業を実施しているところです。この作業においては、皆様の高度な専門知識と技術が必要不可欠でありますので、作業の完了に向けて、引き続き御協力をお願いいたします。

また、近時、相続登記が未了のまま放置されている不動産が増加し、これが、いわゆる所有者不明土地問題や空家問題の一因となっているとの指摘がされています。こうした状況の中、昨年6月1日、所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議において、「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」が決定され、長期相続登記未了土地の解消作業の推進、変則型登記の解消など、相続登記の促進に取り組むことが掲げられました。

法務局としましては、所有者不明土地問題を始めた相続登記の促進が極めて重要な政策課題となっていることを正面から受け止め、平成29年5月29日から開始した法定相続情報証明制度の更なる推進を図るとともに、昨年11月15日に施行された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）」に係る取組を着実に実施していく所存であります。

貴会及び会員の皆様方におかれましては、相続登記の促進、所有者不明土地問題の解消に向け、今後とも、より一層の御配慮をお願い申し上げます。

さらに、筆界特定制度は、制度発足から13年を迎えようとしていますが、皆様方には、筆界調査委員として筆界紛争の解決に御尽力いただいているところであり、これまでの御労苦に感謝申し上げますとともに、引き続き御協力をお願い申し上げます。

そのほか、オンライン登記申請の利用については、皆様方の御理解と御協力により、その利用率が徐々に上昇しています。当局では、これからも利用者のニーズを把握し、より利用しやすい様々な方策を講じて、更なるオンライン申請の利用促進に取り組んでいく所存でありますので、貴会及び会員の皆様方におかれましても、引き続き積極的な利用をお願い申し上げます。

最後に、本年も、土地家屋調査士の皆様が、より一層活躍されることを期待いたしますとともに、愛媛県土地家屋調査士会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝、御多幸を心から祈念いたしまして、新年の御挨拶といたします。



❀ 新 年 の ご 挨 拶 ❀

愛媛弁護士会 会長 中 川 創 太

新年明けましておめでとうございます。

愛媛県土地家屋調査士会の会員の皆様方には、かねてより当会の諸活動にご協力いただき、この場を借りてお礼を申し上げます。

さて、昨年は、平成 30 年 7 月豪雨により、県内の広範な地域に未曾有の水害・土砂災害が発生しました。当会は、昨年 7 月 10 日に災害対策本部を設置し、無料電話相談、現地出張相談、自然災害債務整理ガイドラインの推進、災害 ADR の実施等の災害復興支援活動を行っております。当会が災害対策本部を設置して本格的な災害復興支援活動を行うのは、初めての経験です。

ところで、同じく平成 30 年 7 月豪雨により被災をした広島県においては、2011 年の東日本大震災を契機に広島県災害対策復興支援士業連絡会（15 団体、法律系の士業だけでなく、技術系、福祉系の士業及び法テラスも含む）が結成されており、この士業連絡会が行政、社協、ボランティア団体等と協力しながら、迅速で旺盛な被災者支援活動を行っております。

私も、何回か旧吉田町等の被災現場へ行き、被災者やボランティア団体の方々とお話をしましたが、災害に弁護士だけで対応することの難しさを感じました。弁護士は法的な相談には対応することができても、弁護士独力では、崩壊した斜面のどこが境界であるのかの調査はできません（それによって、斜面崩壊により発生した被害に関する土地工作物責任の帰属や、今後の予防措置を講じるべき責任主体が異なる可能性があります）。被災建物が全壊か否かの技術的判定もできません。傷ついた被災者の心のケアや被災状況に応じた福祉サービスの情報提供をすることもできません。被災者が抱えている様々な問題に、迅速にワンストップで対応していくこと、被災者の抱える問題を専門家間で共有し、その解決策を専門家がそれぞれの知見に基づき検討し、必要に応じて行政に提言を行うこと等を実現するためには、愛媛においても災害対応について士業間の連携を行っていくことが必要です。

また、いわゆる空き家問題や所有者不明土地問題については、国会において特別措置法が制定され、県内各自治体においても取り組みが開始されていますが、これらの問題について、社会から専門家に期待されている役割を適切に果たしていくためにも、貴会と当会の協力・連携は必要です。

幸い、貴会と当会は、境界問題相談センター愛媛の活動や、昨年も実施された夏期懇親会の実施等を通じて、会員相互あるいは執行部相互において、顔が見える形での交流があります。今年は、この貴重な交流を出発点として、災害に関する士業連携や空き家問題、所有者不明土地問題の具体的取り組み等を通じて、より一層当会と貴会の協力関係が発展することを祈念します。

最後になりましたが、愛媛県土地家屋調査士会の会員及び職員の皆様のご健勝とご多幸をお祈りして、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年の御挨拶



❀ 新年のごあいさつ ❀

愛媛県司法書士会 会長 池田 誠 治

新しい年を迎え、愛媛県土地家屋調査士会の会員の皆様におかれましては、希望に満ちた新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

日頃より日々の業務をはじめ、支部においても本会事業においても、土地家屋調査士の皆様方と当会会員の協力体制が整っており非常に有り難く、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年も多く自然災害が発生しました。これらの災害により犠牲となられた方々に対して謹んで哀悼の意を表しますとともに、人的被害をはじめ住宅・家屋への浸水被害等、多くの被災された方々へ心よりお見舞い申し上げます。また、復旧復興に携わられている全ての皆様に敬意を表します。

西日本豪雨による相談事例を見てみますと、当初は土砂の流入に関する撤去等に関する相談が多くありましたが、徐々に土地や建物の賃貸借関係の相談も見られるようになったため、皆様のもとにも建物の損壊による登記に関することや土地の境界に関する事など、不動産に伴う相談が入っているのではないかと思います。

また、災害に付け込みリフォーム詐欺や測量名目での詐欺的契約等、まだ顕在化はしていませんが、過去の事例からしますと、必ずと言っていいほど災害に便乗した悪質業者が出没します。弱みに付け込む卑劣な業者から被災された方々が騙されることがないように、我々も皆様方と一緒に注意喚起を図るなどして二次的被害を防ぐ活動を続けていきたいと思えます。

話は変わりますが、現在社会問題となっております所有者不明土地問題であります。所有者がわからない土地が生ずる要因の一つに不動産登記制度の問題があると言われており、最近では相続が発生しても不動産の押し付け合いが生じ、特に農地や山林については管理コストの面から受け手が決まらないために相続が進まない現象が発生しておりますし、変則型登記のために相続が発生しても中々登記手続きがなされない現状もあります。そのため、現在、法務省において、民事基本法制の観点から論点や考え方を整理するため、「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会」が立ち上げられ、地方から都市部への人口流出や高齢者人口の増加による死亡者の増加により、所有者不明土地の増加を防ぐため、相続等の発生を速やかに登記に反映させる仕組み作りが検討されているようです。我々司法書士業界も、少しでもこの未相続登記による所有者不明土地問題に積極的に関与し、解消に繋げていきたいと活動しているところであります。

土地所有者情報を円滑に把握するための不動産登記制度の改善は、皆様にとっても非常に密接に関連する仕組み作りでありますので、今時の未相続登記問題につきまして、何卒、皆様方の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりますが、本年が土地家屋調査士の皆様方にとりまして大いなる発展の年になりますことを祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



❀ 年 頭 挨 拶 ❀

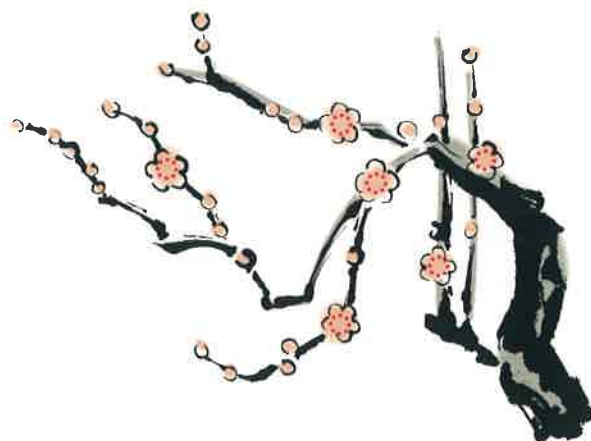
愛媛県行政書士会 会長 山 本 大 樹

明けましておめでとうございます。

愛媛県土地家屋調査士会会員の皆様におかれましては、おだやかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃より行政書士制度に対するご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、去年は県内でも多くの被害をもたらした平成30年7月豪雨をはじめ、大阪府北部地震、度重なる台風上陸、さらには北海道胆振東部地震など、多くの自然災害に見舞われた年でした。貴会におかれましても多方面で災害協定に基づく支援をされたとのことで大変お疲れ様でした。当会でも被災自治体窓口における罹災証明発行申請受付業務などの支援にあたりましたが、支援の中で感じたのは、「被災された方は多くの情報を必要としている」ことでした。被災されたばかりでまずは自宅の復旧と生活再建に考えを向けなければなりませんが、罹災証明の申請にこられたついでに、何をしたいかわからない、どこから手を付ければいいかわからないと言った相談をされる方たちが多くいらっしゃいました。助言できることもあります。他の士業の方々の専門分野の話に及べば、「それは〇〇士さんに相談されてみてください」といった対応にならざるを得ないこともありました。我々士業も細かく業務が分かれており、それぞれが出来ること、出来ないことがあります。こんな時にこそ横のつながりが必要なのではないかと感じました。これからも貴会との連携を大切にしながら様々な問題に協力して取り組んで参りたいと思います。今年が両会にとって更なる相互理解と協力体制構築のための一年となれば幸いです。

結びになりますが、今後とも行政書士制度に対してご理解とご協力を賜りますとともに、貴会会員の皆様のご健勝とご多幸、そして土地家屋調査士制度の更なる発展をご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。





新年の御挨拶



❀ 新年のご挨拶 ❀

日本土地家屋調査士会連合会 会長 岡田 潤一郎

新年、明けましておめでとうございます。

愛媛県土地家屋調査士会員の皆様方におかれましては、心新たに新年をお迎えのことと存じます。また、日頃より日本土地家屋調査士会連合会の活動にご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、昨年は年明け早々の平成30年豪雪に始まり、大阪府北部地震、西日本を中心とする豪雨災害、北海道胆振東部地震、そして相次ぐ台風上陸による猛烈な風水害と例年以上に多くの災害が発生いたしました。特に7月の豪雨においては、愛媛県内にも甚大な被害が発生し、私自身の故郷でもある「愛媛」の変わり果てた光景に足が震える感覚もありました。この数年の気象状況を顧みますと、過去から築き上げてきた経験則からの「想定外」という言葉は完全に意味を成さないことを思い知らされたところです。被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げますとともに現在も地域の復興にご尽力いただいておりますことに感謝を申し上げます。

さて、昨年の6月15日に閣議決定されました「骨太の方針2018」において従来の「登記所備付地図の整備」に加えて「土地の管理や利用に関し所有者が負うべき責務等につき必要な制度改正の実現を目指す」さらには「変則的な登記の解消を図るため必要な法案の時期国会への提出を目指す」また「住民票等の除票の保存期間の延長」についても記載がされました。同じく6月6日に成立した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の内容、さらには、法務省が主催している「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会 中間とりまとめ」においては変則型登記の解消とともに相隣関係の規律の在り方にも言及しており、民事基本法制の根幹にも関わる動きも伝わってきております。

以上のような動向から、本年が私たち土地家屋調査士制度に対する社会からの期待に応えるべき、まさに正念場ともいえるべき年であるとの認識が大切であると存じます。そして、全国土地家屋調査士政治連盟とも強力に連携・運動し、行動指針を整えていきたいと考えていますが、愛媛会のみなさまにおかれましても、土地家屋調査士政治連盟の必要性・重要性に対し、更なるご理解とご協力をお願いします。

また、土地家屋調査士制度制定70年という区切りの年も、いよいよ1年後に迫ってまいりました。私たちは、この機会を土地家屋調査士制度の成長と進化を促すイノベーションにつなげ、業界の内外を問わず「変化」を起こす絶好の機会として捉え、次の世代、そのまた次の世代に確実に糧をつなぐために、全国の土地家屋調査士の組織力を結集し進めたいと考えているところであります。愛媛県土地家屋調査士会の皆様にも、是非ともご理解をいただき、協力と参画をお願いするところであります。

最後に、新しい年が、愛媛県土地家屋調査士会員の皆様にとりまして、明るく希望に満ち満ちた一年となりますよう祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。



平成最後の年に

副会長 三宅 雄二

あけましておめでとうございます
平成31年もよろしくお願い申し上げます

さて、「平成」最後の年頭の挨拶となりました。小渕恵三内閣官房長官が記者会見で発表してから30年が経過したのかと思うと、なんと月日が経つのがはやいことかと驚くばかりです。

「平成」という時代は、私にとっては、20代後半から還暦前の充実した時代であり、土地家屋調査士の資格取得を目指して、大阪の某専門学校に通い出したのが、平成元年1月8日、まさに平成になったその日からでした。

平成7年土地家屋調査士登録入会、その後は

平成 9. 5.16 ~ 11. 5.15 本会理事
平成11. 4. 8 ~ 17. 4.14 伊予三島支部理事
平成15. 5.24 ~ 19. 5.25 本会理事
平成17. 4.14 ~ 21. 4.17 四国中央支部副支部長
平成19. 6.25 ~ 25. 5.27 境界問題相談センター愛媛 センター長
平成21. 4.17 ~ 23. 4.15 四国中央支部長
平成23. 4.15 ~ 27. 4.10 四国中央支部監事
平成25. 5.24 ~ 現在 本会副会長
充実した日々を過ごせたことに感謝しています。

昨年11月21日第11回国際地籍シンポジウムが福岡博多で開催されました。2年ごとに日本、台湾、韓国の3国で国際地籍学会の主催で開催されるものです。私が在籍する四国中央支部はこのシンポジウムを支部の研修旅行として毎回十数名が参加しています。今回は日本での開催だったこともあって、15名の支部会員の内11名が参加してきました。法務省による国際的な法整備支援の講演に始まり各国からの発表が続き、まだ身近には考えていなかった先進技術を積極的に取り入れていく必要性を感じました。

翌日は、太宰府天満宮その横の九州国立博物館それから吉野ヶ里歴史公園まで足を伸ばしました。国立博物館は展示品と同じくらい建物としての博物館の構造に興味を持ったのは土地家屋調査士の職業病だと思います。さて、吉野ヶ里は、物見やぐらから見る景色に感動し、ここに国があったんだと確信し、遠くに弥生人の声が聞こえてくる感覚でした。

23日は篠栗九大の森で湿地や水につかる場所でも生育できるラクウショウを見て、さらに足を伸ばし南蔵院の世界一の涅槃像を見てきました。3日間で53892歩でした。

さて、平成31年は4月末までですが、2019年から2020年にかけて、民法改正が続き、さらには所有者不明土地問題・変則型登記の解消など土地家屋調査士が関わる場面が現実になってきます。

平成25. 5.24 ~ 現在 本会副会長
この後は・・・少し立ち位置を変えてやってみたいと思います。



平成 31 年の御挨拶

副会長 入 船 和 仁

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかな新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

と言いながらこの原稿は、11 月に書いていますので正直まだまだ正月を迎える様な気分でもありません。

ところで 11 月と言えば何を思い浮かべるでしょうか？特別な行事が無い月の様に思いますが私にとって 11 月と言えば子供の頃の思い出の「亥の子」です。

特に南予地方の会員方は、激しく同意されるのではないのでしょうか？11 月の最初の亥の日に子供等だけで亥の子歌を歌いながら近所を回るあの行事です。

私の育った地区は、隣地が 50 ～ 100 メートル毎に点在する様な少々田舎であり正に境界紛争ゼロ宣言！地域です。

私の地区の亥の子は、近所の小学生だけの数人で 5 ～ 6 軒だけを回っていました。

本来は、石を中心にロープで結び大勢で突くのですが私の地区は、その様な広い庭も無く少人数の為、父親が藁で編んだ棒（ウィキペディアによると藁鉄砲と言うらしい）で地面を叩きながら歌っていました。

亥の子歌を歌い終わると各戸毎に御礼として小遣いを頂き子供等で平等に分けます。

親からお年玉さえ貰う事も無かったので僅かなお金ではありましたが非常に嬉しかったので鮮明に記憶しているのだと思います。

そんな行事も中学生になるころには私の地域では既に無くなってしまいました。

恐らく明治以前から続いていたと思われる伝統的な行事も継続する事は非常に困難な事なのだろうと改めて考えさせられます。

さて、土地家屋調査士制度が出来て間もなく 70 周年を迎えますが今後、調査士制度を存続させるには大変厳しい道程がある様に思えてなりません。

早いもので調査士となり 25 年以上経ちましたが、個人としては仕事をひたむきに行い依頼者から信頼を得る事を続けるしか術が無い様に思います。

亥の子を含め多くの伝統行事や地方の祭りが無くなってしまいましたが今後も土地家屋調査士制度が存続して行く事をこの資格で生活の糧を得た者として切に願います。

それでは本年も御協力の程、どうぞ宜しくお願い申し上げます。



総務部便り

総務部長 河本 浩志

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

会務運営に当たりましては皆様の日頃からのご理解とご協力を賜りありがとうございます。

昨年7月に発生しました西日本豪雨は各地に甚大な被害をもたらしました。

被害を受けられた方々には改めてお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、私が総務部長の拝命を受けてから早3年半の月日が経過しました。

年々月日の経過が早く感じられるようになりました。これは確実に歳を取っているということだと思います。ジャネーの法則と言うそうです。

本来であれば年齢を重ねると共に豊富な知識が身につき、人間円熟味が増していくはずなのですが、私自身にはどうも欠けているようで、ただ馬齢を重ねていたように感じる今日この頃です。

今年はこのような事を意識しながら、一日一日を大切に、もう少し年齢が重なったときには「魅力的な大人だな」と言われるような「大人」になれるよう身を引き締めて行きたいと思っております。

また、会務におきましても皆様にご迷惑をかけないよう、身を引き締め邁進したいと思っております。

本年も変わらぬご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

新しい年が皆様にとって幸多き素晴らしい一年でありますよう心からお祈り申し上げます。





財 務 部 便 り

財務部長 中 川 清 貴

新年あけましておめでとうございます。

財務部長をさせていただいております、大洲支部の中川です。

早いもので財務部長として4回目のお正月を迎えました。残る任期も5月の総会で終了ということとで、ラストスパートの時期となりました。

昨年は7月に豪雨災害が起こり、愛媛会の会員の方も6名が床上浸水の被害に遭われました。本会としては被害対策本部を立ち上げ、会員の被害状況・安否確認を始め、宇和島市での被害家屋の認定調査など、対応に追われました。また、多くの方に義援金をいただき約160万円が集まり、床上浸水の被害に遭われた6名の会員の方にお渡しさせていただきました。

また、床上浸水の被害に遭われた6名の会員の方に対して、下半期分の会費及び補助者負担金のうち3か月分を免除させていただく理事会決議を行いました。

本会にとってこれらはすべて初めてのことであり、今後の前例にもなりうるということで、協議を重ねて対応させていただきました。近い将来起こると言われている南海トラフ地震への対応も踏まえて引き続き検討をしていきたいと考えています。

次に平成30年度の財務状況としては、会費の減免や会員数の減少（平成30年12月時点で会員数は270人余と、ここ10年で30人程減少）もあり、収入は減少しています。しかしながら、本年度に限っては豪雨災害の影響もあり会の事業活動が縮小しており、支出も減少しています。その様な中ですが、平成30年度は研修会を前年よりも多く行ったり、7月にひめ銀ホールで開催された地籍問題研究会や11月に福岡市で開催された国際地籍シンポジウムへの参加助成を行うなど、会員の育成に励んでいます。備品としては、施錠可能な棚を購入しました。

財務部としては、本年以降も会員数の減少は続くと思込めますので、10年先を見据え、愛媛県土地家屋調査士会の運営及び事業活動をしっかり行える予算組みをしていきたいと思っておりますので、会員の皆様におかれましては、本会へのご理解とご協力をお願い致します。



日本土地家屋調査士会連合会
広報キャラクター「地識くん」



業務部便り

業務部長 江口 朋宏

新年あけましておめでとうございます。

昨年の愛媛県南予地方は、西日本7月豪雨災害で年の半分が終わってしまったような年でしたが、この先もまだ影響は残っていくと言わざるをえない状況です。

個人的には被害を受けたようなことはなかったのですが、どうしても仕事や生活に影響がでてしまいました。被害を受けた方々の一日も早い復興を願っております。

さて、自分のことで恐縮ですが、早いもので本会理事に就任して6年が経過しようとしています。会員の皆様の役に立てたかどうか甚だ疑問ですが、なんとかやってこれました。今年度も無事終えることができればと思っています。

昨年度は、若い会員の皆さんと、「14条地図作成作業の立会業務」を視察させていただきました。自分は宇和島市在住ですので、都市部の地図作成にはピンと来ていなかったのですが、現在の地図作成のノウハウを丁寧に教えていただき、とても勉強になりました。若い会員の皆さんにはもっと為になったと思います。

ここで少し「調査士カルテMap」についてお話ししておこうと思います。実際に自分が使ってみての印象ですので、皆様全員に当てはまるかどうかわかりませんが、自分が使用して便利だと思ったことを書いておきます。

・登記記録上の所有者検索

登記記録上に記載してある住所氏名を元に実際にその人がそこに住んでいるかどうか確かめられる。(絶対ではありませんが、更新されているので結構な確率で。)

・ブルーマップ

残念ながら、宇和島市はないのですが、松山市、今治市、新居浜市のブルーマップは重ねて閲覧できます。

・sima (座標) データ取り込み

基準点等の座標データを取り込んで住宅地図上に○で表示できます。自分はそれを現場に持って行って基準点を探索しています。

・使用するための金額

月額 ¥3,000 + 税 (高いと思うか安いと思いかは皆様次第) と、ほかにも使い方があられるかもしれません。

最初の1ヶ月は月末まで無料ですので是非触ってみてはいかがでしょうか。

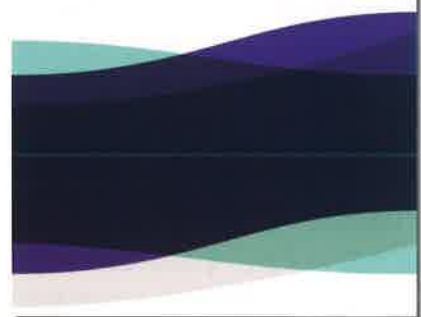
最後に、会員皆様にとりまして良い1年になりますことを祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

日本土地家屋調査士会連合会 企画

土地家屋調査士
調査情報安全管理システム

調査士カルテMap

土地家屋調査士 限定





研修部便り

研修部長 平塚 信二

愛媛県土地家屋調査士会会員のみなさま、新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願い申し上げます。

今年度も、もう残り少なくなって参りました。今年度はみなさまからのご要望で研修実施予定日をお知らせしていましたが、昨年末にお知らせしたとおり次回は2月2日土曜日を予定しています。

研修内容は二つあり、一つは愛知県土地家屋調査士会の近藤正行さんによる「コミュニケーション研修」です。この研修は十を超す全国の単位会や支部で実施されている人気の研修で、昨年10月に広島会尾道支部でも実施されました。タイトルだけでは内容がわかりにくいため、実際に私もこの研修に参加して参りました。

残念ながら内容をお知らせするとこの研修は効果が落ちてしまうため、詳しい説明をすることは出来ません。しかし、自分の考えを効率よく相手に理解して頂くことを目的とした研修ですので、境界の立ち会いや顧客に仕事の内容を説明する場面で必ず役に立つ研修だと思います。普段から説明が苦手な方、ご自分が誤解されやすいとお感じの方には最適の研修だと思います。

もう一つは、宮城県土地家屋調査士会の鈴木修前会長による「大規模災害への備えと被災してから復興に至るまで」というタイトル（予定）の研修です。

去年は、愛媛県でも南予地方を中心に豪雨災害がありました。その後大きな災害にはなりませんが、今までの常識を超える豪雨が何度も愛媛県各地を襲いました。このような自然災害は簡単に終わるはずはなく、おそらくこれからも起こり続けることでしょう。また災害は豪雨だけではなく、東日本大震災クラスの南海トラフ大地震の危険性は近年どんどん高まり続けています。こういう私自身も、実は自分自身が巨大地震に見舞われることが未だに想定出来ていません。災害発生時の準備は、全く何もしていない状況です。だからこそ講師の鈴木さんには、東日本大震災では特に困ったことは何か、少しの準備でも効果的なものはどんなことか、周辺環境ごとの対応策を解説して頂きたいと考えています。また、本会や支部の役員をされている方には、災害発生時の対応の仕方も是非学んで頂きたいと思います。災害対策でご質問のある方は、小さなことでも本会事務局宛にお知らせ下さい。

また鈴木修さんはご自身のライフワークで、新人土地家屋調査士を対象とした開業ガイダンスをされています。今回研修部もこの企画に協力させて頂き、研修翌日の2月3日の日曜午後から「新人土地家屋調査士のための事務所運営ガイダンス」（兼「試験合格者のための事務所開業ガイダンス」）を行います。対象は土地家屋調査士試験合格者だけではなく、本年の試験合格予定者も含みますので、補助者の方やご自分はまだまだ新人だと思っているベテラン土地家屋調査士さんの中で事務所の運営や今後の展開について疑問・質問をお持ちの方は是非ご参加下さい。



広報部便り

広報部長 伊藤大繕

愛媛県土地家屋調査士会会員の皆様、明けましておめでとうございます。

平素は広報部の活動にご理解とご協力を頂きありがとうございます。

さて、いよいよ平成最後の年が始まってしまいました。去年の広報部便りでも一年の過ぎゆく早さを嘆きましたが、時間の早さに戸惑うばかりです。新元号は一体何に決定するのでしょうか。残り少ない平成の時間を大事に会務を行いたいと思います。

新元号決定の時期には、次期執行部への引き継ぎを行う頃となります。去年も実施した県下の高校への出前授業は今後も続けていく必要を感じています。やはり土地家屋調査士の知名度の低さを痛感させられます。授業を通して土地家屋調査士の業務を具体的に説明すると、この仕事に興味を持ってくれる学生もいます。何よりも知られていない現状を改善し、将来の選択肢の一つとして頭の片隅に記憶してほしいのです。次期広報部は是非、出前授業をこのまま続けて頂き、一人でも多くの学生の記憶に土地家屋調査士を刻んで下さい。組織は長年同じ人が執行すると、どうしてもマンネリ化してしまうものです。定期的に人事を入れ替え、新しい考え方や発想が必要だと思います。無責任なようですが、次期執行部の活躍に期待する新年の幕開けです。



社会事業部便り

社会事業部長 藤 永 守

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃から本会の会務運営にご協力頂きありがとうございます。皆様のおかげで今年も無事に新しい年を迎えることができました。

昨年は、社会事業部にとって、色々考えさせられる出来事が起こりました。

それは、平成30年度四国ブロック協議会定時総会が開催されていた7月7日のことです。香川県高松市で講習会に参加していた時なのですが、講習会が昼まであり、降り続く雨で天候が悪く、高速道路の通行制限が出ているとのことで、帰路を心配していたころでした。LINEを確認したところ、9時すぎに妻からメッセージがあり「愛媛では西予が大変なことになっているらしい。まだニュースでは報じられていないが、Twitterで回ってきている」と、どなたかがツイートした内容を添付していました。写し出された画像には、1階部分が水没した愛媛県西予市の乙亥会館。そして道路が川になり、画像奥の建物は2階部分まで浸水していました。私の出身は野村町なのですが、本当に見慣れた風景があまりにも変わった姿になっていることに、強い衝撃を覚えました。

その後、7月11日に愛媛県の「住家の被害認定等に係る説明会」に出席し、7月26日には、公益社団法人愛媛県不動産鑑定士協会を講師として招き住家被害認定調査について研修をし、8月4日から2日間大分県公共嘱託登記土地家屋調査士会の古庄氏を講師に招き、43名の参加者とともに研修会を受け、宇和島市からの「災害時における家屋被害認定調査に関する協定」に基づいた会員派遣の協力要請に対応することができました。

「災害時における家屋被害認定調査に関する協定」は、皆様の記憶にも新しいことだと思いますが、平成26年3月9日の松山市との締結をはじめ、県下全ての市町とも協定が締結されました。大規模・広域な災害が発生し、生活の基盤となる建物が損害を受けた場合、建物の倒壊レベルを調査・認定する補助業務を行うのです。

しかし、締結後色々な会議には出席していましたが、実際に被災地に行く上での注意事項や心得、作業方法や組織体制等、要請があり次第すぐ駆けつけることができるといった内容まで取決めされておらず、様々な周知事項や研修会などの対応が後手になってしまったことを非常に反省しています。

自然災害が頻発する昨今、もはや日常の延長線上でいつ災害に遭遇するかはわからない。そんなことは、頭では分かっていたのですが、やはり災害の少ない愛媛でと色々後回しにしていたことがだめだ。まさか！を痛感しました。「まさかは必ずやってくる」そのまさかに対応する為に、市民生活の復旧・復興の復旧時点から関与出来る活動ができるよう、私達も万全の体制をとるべく運営をしていかなければならないと猛省しました。

西日本を中心とした記録的な大雨により被災された皆さま、ならびにそのご家族の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と被災された皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

新しい年が更に良い年になるよう祈念致しまして、私の新年の挨拶とさせていただきます。



センター愛媛便り

境界問題相談センター愛媛 センター長 徳 永 哲

5Gという言葉をよく耳にする機会が増えました。言い換えると第5世代の通信なのだそうです、今、世界中でその研究が進んでいるようです。

2012年、世の中に4Gという言葉が表れて、そこから一気にスマートフォンが発達しました。ネット上の通信速度も大きく向上し、大量の画像（写真）データやCADデータも簡単に送ることができ、今ではそれがすっかり当たり前になってきました。法務局への登記申請もオンライン化が進み、私たちの業務処理時間も大幅に軽減され、また業務形態も大きく変わりました。

4Gで送信できる世界は、2次元の世界だそうです。私たちの実務で言うと、写真データをPCのモニターで見えることは、印刷された写真を見るのと同じで2次元の世界です。CADデータも3DCADもありますし、鳥瞰図作成も一見3次元のようですが、PCのモニターを通じて目で見ていることは、結局2次元の世界のようです。

これに対し、5Gの世界は3次元の世界とのこと。3次元の空間（データ）の伝送、又は空間の共有だそうです。平面的なデータ、立面的なデータ、断面的なデータを人間が見ることによって、脳の中で3次元化して考えているところが、遠く離れた物や人が、あたかも目の前（同じ空間）に居て、そして視覚的聴覚的に感じる事が出来るようです。2次元のデータに比べはるかに大容量の3次元データを瞬時に伝達することが第5世代移動通信システムの5Gによって実現されるようです。

それが実現されると、例えば、遠く離れた地にお住いの土地所有者の境界確認を、目の前に居るように行うことができるようになるかもしれません。また、境界管理の業務でも、多視覚的に撮影したデータを共有することによって、目の前に現地と同じ空間が広がり、よりリアルにまた判りやすく説明することが出来るようになるでしょう。さらにそこに世界測地系による法務局の地図情報を組み込むと、目の前に現れた現地に、例えば赤く色の入った筆界線が突如現れることになるでしょう。

昨年の夏に、「ITはADRの利用拡大につながるか？」と題した一般財団法人日本ADR協会のシンポジウムに参加してきました。その講演の一つに、テレビ会議を使った遠隔地間ADRの実施例を紹介いただきました。全国の弁護士会ADRセンターが協力して、主に金融ADRについて、東京の弁護士会ADRセンターと地方の弁護士会ADRセンターをテレビ会議で繋ぎ、調停を実施した事例です。私たち土地家屋調査士ADRでも、未相続登記の土地の相続人が都会にて生活の拠点を得ていたり、所有者が高齢でご子息の援助がないと中々話し合いが進まなく、調停に参加し、この際に境界を確認したり、また境界に関する問題の解消を話し合いたいが、実際に遠隔地から移動することに時間的制約や経済的負担が大きくなることで断念されるケースが実際にありました。既に、テレビ会議にて調停を実施することが出来ないかどうかについては検討を始めているところですが、境界紛争のADRは他のADRに比べて、図面であったり写真であったり、色々な資料をリアルタイムに共有することが中々現実的に難しいように感じています。また、いくらモニターでお互いの姿が見え、声は聞こえるとしても、やはり同じ場所に居ながら、お互いの感覚を感じながら話し合いを進めていく調停には、特に土地家屋調査士ADRにおいては自主交渉援助を基本理念としていることから、中々

難しい面があるのではないかと考えています。

ところが、この5G世界が実現すると、図面、写真データという世界ではなく、目の前に現地が現れることになり、また、遠隔地の紛争当事者が目の前に存在するようになります。3次元空間が移動し、その空間を共有することが出来れば、さきのテレビ会議よりもさらにリアリティーのある空間ができ、もしかすると遠隔地に居ながらにして、素晴らしい調停が出来るような気がしています。もちろん和解合意書も瞬時にデータ化され、まるで手渡しをするかのように取交しが出来るかもしれません。

赤色と青色の3Dメガネをかけると、その日だけ特別に撮影された「嵐」のライブがテレビ画面から飛び出して見えるという「驚きの嵐 世紀の大実験SP」という番組情報があり、奥さんの指示で必死に3Dメガネを買いに走った2009年の晩秋、変なメガネをかけてテレビ画面に映る「松本潤」に嬉しげに手を伸ばす奥さんを横目に見ていたのはまだ記憶に新しいが、VRグラスをかけた奥さんが、うちのリビングに突如現れたKis-My-Ft2の「玉森裕太」に、きゃあきゃあ言う日が来ることは、そう遠くはない。



支部だより

松山支部

松山支部便り

松山支部長 栗山 純 造

あけましておめでとうございます。

支部長に就任させて頂き4年になります。当初の平成27年には松山支部所属の会員数は142名でしたが、平成30年には130名に減少しています。平成22年に入会された会員が34才になり未だに一番の若手です。平均年齢は55才になります。

また、本会の広報活動である「高校生への課外授業」（昨年は伊予農業高等学校）や「お仕事フェスタ」、支部単独活動である「キッズジョブ」で土地家屋調査士の魅力を伝えていますが、試験の受験者数が5千人を切っている状況もあり、認知度が低いことを思い知らされます。この状況が続きますと土地家屋調査士の先行きは・・・？と悲観的になってしまいます。

このような背景と「会員と迅速に情報交換が出来る松山支部づくり」という4年間の重点目標を重ね松山支部の再組成が必要であると考えました。そこで、松山支部再組成検討委員会を開催し検討を重ね、以下の概要で新たに組成をしていきます。

- ① 班員を年齢・役員歴・地域を考慮し4つのグループ（1グループ約30名）に編成します。
（適格な機能性）
- ② 各々のグループで会議を行い、事業活動（研修・レクリエーション）の計画を立てる等の役割分担をします。
（適度な独立性）
- ③ 各々のグループから支部役員等を選出し、調査士会の活動をしていただきます。
（適切な帰属性）

平成は4月で終わります。5月から新たな年号になり、新しい執行部の下、新たな組織体制でしい松山支部の誕生に相応しい絶好のタイミングです。

会員の皆様には、この新たな松山支部活動へのご理解とご協力をいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

支部だより

西条支部

西条支部便り

西条支部長 上野直行

新年、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いします。

あっという間に一年が過ぎました。この流れでスムーズに支部長の任期満了を迎えたいと思います。さて、昨年の支部活動について簡単に報告させていただきます。

1. 支部研修を下記のとおり実施しました。

1 日 時 平成 30 年 9 月 22 日 (土) 9:30 ~ 12:45

2 場 所 新居浜市文化センター別館 3 階視聴覚教室

3 研修内容 筆界特定を利用した土地分筆登記の事例

講師 愛媛県土地家屋調査士会 副会長 入船和仁氏
不動産調査報告書作成について

講師 愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 業務部長 岡宗鷹氏

4 出席者 西条支部 22 名 他支部 5 名 合計 27 名

筆界特定を利用した土地分筆登記の事例については、本会研修で実施されたが、日程があわず出席できなかった支部会員が多く、是非支部研修として企画してほしいとの要望がありましたので、入船副会長にお願いしました。また、不動産調査報告書については、新様式になってから 2 年経過しましたが、記載内容が会員間においてまちまちで不十分な報告書も見受けられるため、会員相互の格差をなくし統一した調査報告書の作成ができるようにする目的で、調査士業務に精通された協会の岡業務部長に講師をお願いしました。研修内容は、実務に直結しており、大変充実した研修となりました。

2. 支部親睦旅行

朝晩少し寒くなった 10 月 27 日 (土) に、西条支部の親睦旅行として、高知方面に観光めぐりをしてきました。朝早かったにもかかわらず、14 名の参加をいただきました。

高知ということで移動時間が短いのので、高知城歴史博物館、牧野植物園、坂本龍馬記念館等、色々なところを観光することができました。今年は明治維新 150 年ということで様々な特別企画展がありました。特に桂浜では坂本龍馬の銅像の高さまでやぐらを組んでおり、そこに上がって龍馬の目線で太平洋を望むことができました。とても感動しました。昼食は、戻り鰹の薫焼き体験をし、自分で薫焼きしたおいしい鰹をいただきました。

日帰りバス旅行でありましたが、ストレス発散、会員の親睦も深まったと思います。来年も次期支部長が企画してくれると思いますので、多数ご参加のほどよろしくお願いします。



支部だより

四国中央支部

四国中央支部便り

四国中央支部長 真鍋佳広

あけましておめでとうございます。

支部長となり2回目の支部便りとなります。

昨年は福岡で国際地籍シンポジウムが開催され、支部研修旅行として参加してきました。

今回は、愛媛会の岡田さんが連合会会長という事で応援を兼ねて四国中央支部15名中11名の参加です。



吉野ヶ里歴史公園にて



篠栗九大の森にて



南蔵院釈迦涅槃像と

もちろん、シンポジウムに参加するだけでなく、支部の親睦を深めるために観光も。

大宰府天満宮や九州国立博物館、吉野ヶ里歴史公園、篠栗九大の森、南蔵院釈迦涅槃像などを2日間でまわり、連日2万歩以上の散策という非常に健康的な支部旅行ができました。

田舎で車に頼り切った生活をしていることを反省させられる3日間でした。

四国中央支部の特徴としては、出席率にもあらわれる団結力だと思います。

支部長として2年間、支部の皆様に支えられて任期も残りわずかとなりましたが、最後まで支部のお役に立てるよう努めさせて頂きたいと思います。

新年明けましておめでとうございます。

私の今の心境は「やっと辿り着きそう」といったところです。一昨年度に支部長に就任して以来、言えること言えないこと多々ありました。大したことをしておりませんが気持ちのうで少々疲れ気味であります。残りの任期は次期執行部が円滑に支部運営を行えるように例年通りの引継ぎ準備ができればと考えています。

さて、今治支部の昨年度の活動を振り返ると、

1. 支部総会

前年度までは4月中旬の（金）午後3時から総会、午後5時から懇親会という流れで開催していましたが、今年度は4月14日（土）午前10時から総会、午後12時から懇親会を開催しました。例年、総会時にお客様をお招きしていましたが、今年度は懇親会からの参加をお願いしました。これにより口の悪い私の無様な姿を見せることなく、また夜はダラダラ飲み歩くこともなくなりました。実情は松山支部と西条支部との日程調整のため4月14日の午前からになったわけで、昼の懇親会もお開きの後、一度は解散したものの夕方には有志により宴会が2次・3次・・・と開催されたようです。

2. 支部研修旅行

6月2日・3日の2日間、松本太郎理事のお世話により小倉・門司へ研修旅行に行っていました。研修旅行と銘打っているものの夜の社会勉強がメインである会員が大半であるようでした。朝っぱらから一杯やってダラダラと過ごすのも良い気分転換となり英気を養えたのではないのでしょうか？

2. 支部研修

8月25日 今治地域地場産業振興センターにおいて昨年と同様に業務・伝達研修を実施致しました。

①業務についての質問、事例の発表、近況報告

特にテーマを決めず、会員が持ち寄った質問・事例を発表、意見交換する。

・質問については事前に調査し、自分の意見をもってくる。

・法務局に提出した登記相談依頼票控えを持参し事例の発表に利用する。

②個人情報保護法に関する意見交換

会員31名中18名の参加がありました。①について前年と同様、研修開始直後は発言しようとする会員が全くなく、「登記相談依頼票控え」を持って来られたか尋ねると、誰一人もって来ておりませんでした。今回も私が1つの事例を発表したところ次々と発表・質問があり、どの会員にも役立つものになったのではと思っています。②については本会研修にも参加している会員が少なく、私が少し調べたことを発表し、各事務所ですぐやるべきことを確認しました。

3. ボランティア清掃

9月29日 例年通り今治市織田ヶ浜海水浴場にて実施予定でありましたが、台風の影響により中止しました。できれば私の任期中に実施しておきたいと思います。

4. 忘年会

11月22日、前年よりは少ない17名の会員、1名の元会員の計18名で楽しい時間を過ごしました。平成31年もよろしくお願いいたします。

以上、今年の活動でした。

今年の予定で特筆すべきことは、

1. 役員改選

やるべきことはやれたのか？誰にも迷惑を掛けなかったのか？少しは爪あとを残せたのか？自問自答しておりますが、「次期支部長に託すのが一番」という結論に至りました。

以上、今年の今治支部便りでした。来年はすばらしい便りが届きますように！

支部だより

大洲支部

大洲支部便り

大洲支部長 信 宮 靖

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様には大変お世話になりました。今年もよろしくお願いいたします。

大洲支部管内では昨年7月の豪雨により多くの被害を受けました。特に大洲市、西予市野村町の被害は深刻なものでした。また複数の支部会員の事務所も床上浸水等の被害を受けております。ボランティアに参加していただいた皆様や義援金等を支給していただいた皆様には大変感謝をしており、この場を借りてお礼申し上げます。少しずつではありますが元の姿を取り戻しつつあります。しかしながら、まだまだ復旧のスピードは遅く調査士としても地域復興のためにしなければならないことがたくさんあるように感じております。

さて、大洲支部の今年の活動報告をいたします。

6月2日に日帰り支部旅行を行いました。支部会員6名と司法書士1名の合計7名で高知県に行きました。ジャンボタクシーの中で、お酒を酌み交わしながらの行程でした。旅行のメインは四万十川の屋形船に乗っての昼食で、四万十川で捕れた魚やエビ、海苔等を味わえ、また道中のお酒のおかげもあり会話も弾んで楽しい時間を過ごすことが出来ました。途中、道の駅等に立ち寄りながらの日帰り旅行で、親睦を深めることが出来ました。

その後の活動は、宇和島支部と合同で企画していた研修が豪雨災害のため、やむを得ず延期となってしまいました。

支部全体としての活動は豪雨災害の影響も有り寂しいものとなってしまいましたが、官公庁主体の復興協議会には副支部長とともに参加させていただいております。また、今年の1月～3月までの間、建物の公費解体に伴う、登記官の職権による滅失登記のため支部会員1名を法務局大洲支局に臨時職員として派遣予定であります。今後も復興にかかわる支部活動が多くなっていくことが予想されます。

最後に、私の支部長としての任期もあと少しとなりましたが、支部としても個人としても地域の復興のため少しでもお役に立てればと思っています。

以上、大洲支部の活動報告、新年のご挨拶とさせていただきます。



支部だより

宇和島支部

宇和島支部便り

宇和島支部長 毛利潤也

新年明けましておめでとうございます。日頃は支部の活動に対してご協力していただきありがとうございます。

昨年は、西日本豪雨災害による市役所等への初動対応を山本会長自らの陣頭指揮によって支部会員の皆様のご協力を得て対応してまいりましたが、今なお、広い範囲での土砂崩れや河川の氾濫の多発による公共事業に対応するための地図修正作業を法務局、愛媛県、宇和島市と連携をとりながら行っているところです。

まだまだすべきことが多分にありますが今こそ土地家屋調査士としての腕のみせどころだと感じております。

最後に、西日本を中心とした大雨により被災された皆様、ならびにそのご家族の皆様に心よりお見舞い申し上げます。皆様の安全と被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

西日本 豪雨災害

2018年7月の西日本を中心とした記録的な豪雨は、愛媛県内各地で土砂崩れ、河川の氾濫などにより甚大な被害をもたらしました。愛媛県土地家屋調査士会は、西日本豪雨災害対策本部を設置し、大洲市部、宇和島支部を中心に全会員の安否確認を実施、被災地の自治体や関係団体との連絡、協議に対応しました。また、災害時における家屋被害認定調査に関する協定に基づき、宇和島市において現地調査を実施しました。

西日本に停滞する梅雨前線と台風の影響が重なったことによりまとまった雨が降り続いたもので、7月5～8日の4日間で、7月の1ヶ月間過去平均雨量を大きく上回るものとなりました。4日間雨量は宇和 539.5mm（7月平均雨量 267.3mm）、今治 442.0mm（同 167.1mm）、八幡浜 397.0mm（同 213.5mm）、宇和島 374.0mm（同 237.2mm）、松山 361.5mm（同 191.6mm）など。

県内の住家被害状況は、全壊 632 棟、半壊・破損 3304 棟、浸水 3052 棟。このほか土砂災害 997 箇所、河川被害 433 箇所、港湾海岸被害 30 箇所など、過去に類を見ない大規模豪雨災害となりました。（愛媛県HPより 平成30年10月5日時点）

平成30年7月豪雨への対応

- | | |
|----------------|---|
| 7/8 | 平成30年7月西日本豪雨災害対策本部(仮)を設置
大洲支部及び宇和島支部を中心に被害状況を確認
各支部長に連絡を行い、各支部の被害状況の確認を依頼
全会員(緊急メール含む)に被害確認の連絡
池田司法書士会会長に今後の両会の協力体制について確認 |
| 7/9 | 平成30年7月豪雨災害対策本部を設置
被災地域の全会員の安否確認
大洲市内の会員へ支援物資の搬入 |
| 7/10 | 宇和島市より、当会との災害時における家屋被害認定調査に関する協定にもとづき、
家屋被害認定調査の協力要請の申出 |
| 7/11 | 松山市より、当会との災害時における家屋被害認定調査に関する協定にもとづき、
家屋被害認定調査の協力要請の申出。
宇和島市より、上記協力要請について、正式に依頼文書が送付
第1回平成30年7月豪雨災害対策本部会議を開催 |
| 7/12~13 | 松山市、宇和島市と家屋被害認定調査に関する打合せ |
| 7/13 | 全会員及び住家等被害認定調査講習修了会員へ家屋被害認定調査等への協力依頼の送付 |
| 7/14 | 日本司法書士会連合会及び愛媛県司法書士会視察に山本会長が同行 |
| 7/19 | 宇和島市及び愛媛県不動産鑑定士協会と打合せ |
| 7/20 | 第2回平成30年7月豪雨災害対策本部会議を開催 |
| 7/23 | 西予市役所と大洲市役所に災害状況の確認 |
| 7/25 | 松山市より、被災家屋の調査件数が少数で、市職員で対応可能だったため、
家屋被害認定調査の正式な協力要請は行わない旨の連絡 |
| 7/26 | 平成30年7月豪雨災害対策本部のメンバーが、
災害時における家屋被害認定調査に関する研修を受講 |
| 7/27 | 全会員へ家屋被害認定調査等への協力依頼を送付
日調連より、「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨」に係る
現地対策本部運営費(100万円)が交付される。 |

西日本 豪雨災害

7/28	宇和島市及び不動産鑑定士と打合せ
7/30	宇和島市において家屋被害認定調査を行った後、市役所職員及び不動産鑑定士と打合せ
7/31	南予地区の被災状況確認と復旧復興にむけた対応協議会(南予連絡協議会)の開催
8/4~5	災害時における家屋被害認定調査に関する研修会の開催
8/7	理事会組織員各位へ書面による理事会決議(家屋被害認定調査従事者への人件費及び旅費交通費等の支給)を求め、全会一致で承認
8/8	宇和島市において家屋被害認定調査のプレ調査を実施 家屋被害認定調査に関する保険の申請
8/18~23	り災証明について市民からの相談の補助の実施(87件)
8/21	宇和島市より、一部損壊(床下浸水等)の住宅にも再建や補修など被災者生活再建支援の助成を行うことが決定されたことに伴い、新たに市内全域を対象に床下浸水を中心とした被害認定調査の協力要請
8/23	宇和島市と家屋被害認定(床下浸水)調査の打合せ
8/27~29	宇和島市において家屋被害認定(床下浸水)の実施
8/30	県下の会員へ宇和島市での家屋被害認定調査に関する中間報告を送付 家屋被害認定調査:75棟、り災証明相談補助:87件
9/5	宇和島市より家屋被害認定調査の協力要請
9/26~27	宇和島市において家屋被害認定調査の実施
10/25	宇和島市日振島において家屋被害認定調査の実施
11/8	宇和島市において家屋被害認定調査の実施
12/9	愛媛県司法書士会及び早稲田大学院法務研究科山野目章夫教授による 現地視察(宇和島市吉田町)に、山本会長が同行
12/11	宇和島市津島町において市民からの申出による家屋被害認定再調査の実施

「平成30年7月豪雨」家屋被害認定調査について

宇和島支部副支部長 渡 邊 幸 治

平成30年7月豪雨により被害に遭われた皆様方に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の認定調査は、宇和島市より愛媛県土地家屋調査士会に対して「災害時における家屋被害認定調査に関する協定書」に基づき7月11日付協力要請があり実施いたしました。

本会は被害認定調査に関して7月28日から8月29日の間、約75棟の調査に参与し、また、吉田支所において開設している罹災証明の相談窓口において、8月18日から23日までの間、87件の相談補助に対応していただきました。

今般の災害が激甚災害に指定されたことにより、被災者生活再建支援法の適用外であった「一部損壊（床下浸水等）」の住宅にも再建や補修など被災者生活再建支援の助成を行うことが、愛媛県において決定され、それに伴い、急遽、宇和島市より、新たに市内全域を対象とした床下浸水を中心とした被害認定調査の協力要請があり、宇和島支部、大洲支部、そして松山支部の会員を中心に対応していただきました。

8月27日から11月間の計8日に行われた被害認定実地調査件数は168件

調査に協力していただいた延べ会員数は宇和島支部35名・大洲支部4名・松山支部9名です。

協力していただいた宇和島支部会員、遠方から早朝早出にもかかわらず協力いただきました大洲支部・松山支部の皆様に改めてお礼申し上げます。

調査内容

家屋被害認定調査では出来る限り3人で1班を作り、宇和島支部会員を班長とし、大洲支部・松山支部会員にサポートしていただき調査しました。

調査において心がけたことは次の通りです。

1. 班長は調査前に1班に約10件程に振分けられた調査対象の家屋を効率よく調査するために順番を決める。（被災範囲が広いため道路の状況を把握する班長が順番を決める）
2. 現地では被災に遭われた家主との対応に細心の注意を払い（まれに被災者の中には役所の対応に不満を持たれ、調査している我々を市の職員と勘違いする方がいた）、班長が家主とコミュニケーションを取り、サポートが家屋についた水跡を注意深く調査した。
3. 9月初旬から行った調査では被災から2か月経っており、家屋の清掃が行われ水跡を見つけ辛い場合があった。（エアコンの室外機の中や、プロパンガスのボンベに水跡が残っている場合もある）
4. 調査の内容についての最終判断は市役所が行うので必要以上の会話や情報は伝えない。（家主から調査員が『そう言っていた。』等の苦情がないように）
5. 調査した内容は市役所の職員が分かりやすいように平面図のスケッチを丁寧に書き、写真撮影は調査対象の表紙、家屋全体写真を時計回り、水位測定場所の順番で行った。（調査初日から宇和島市と協議し、いつ、誰が見ても一目瞭然の調査内容になるよう。調査員によって調査のバラつきが無いように）



トライアスロン報告

愛媛県土地家屋調査士会 堀 川 貴 史

2018年7月デンマーク、フュン島のオーデンセで行われた世界ロングディスタンストライアスロン選手権に参加してきました。参加資格は、昨年広島で行われた宮島トライアスロンで年齢別2位、佐渡島で行われたトライアスロンで年齢別1位を獲得することができたことで、日本選手団に選ばれました。

トライアスロンは30歳から始め、それまではマラソン、駅伝などランニングだけをしていました。トライアスロンをするきっかけは、知人からロードバイクを譲り受け、ランニング友達でトライアスロンをしている方もいて話を聞きました。スイム、バイクは嫌いではなかったのですが、自分にもできるのではないかと思います。当時東京に住んでいて、近所にトライアスロンスクールがありましたので、すぐに入会し、仕事後に通う日々になりました。

今回、世界大会に参加するにあたって、宇和島市長への表敬訪問、愛媛新聞、愛媛経済レポート、ケーブルテレビからの取材、愛媛県土地家屋調査士会員の皆様から多くの応援メッセージを頂き、勇気づけられました。

オーデンセは、気温は昼間20度ほどで、朝晩は10度を切るほど寒くなり、日本との時差は7時間あり、夜暗くなるのが22時頃でした。初めての時差を経験し、体内時計を現地にあわせるのが難しく、うまく睡眠がとれない状態でした。

大会当日は天候曇り。気温は10度ほどで寒い中でのスタートでした。スイム3キロは運河を1.5キロの往復で、運河の幅はそれほど広くないため、どうしてもスタート後は密集した中で泳がないといけない状態でした。手、足が接触して自分の泳ぎができない状態で、しかも周りは体格の大きい海外勢のため、接触した時のパワーに圧倒されました。そんな状態でしたが、泳いでいるうちに徐々に、自分のペースで泳ぐことができトータル79位でスイム通過しました。

バイク120キロは60キロコースを2周回。コースはほぼ平地で広大な麦畑風景の中を走りました。天気は曇りで、気温もあまり上がらず、バイクをこいでも寒く感じるほどでした。

スタート後、自分のペースで走ろうと思っていましたが、海外勢のペースの速さに圧倒され、追い抜かれる一方で、いつの間にかペースがあがっていました。しかし、前半ハイパー



▲ゴールにて

スで入っていたためか、後半残り 40 キロから一気に体が思い通りに動かなくペースダウンし、いつも以上に距離が長く感じました。なんとか無事にゴールし、バイクが終わった時点で 117 位でした。

ラン 30 キロは 4 周回で、コースはオーデンセの中心街で歴史的な建造物やカラフルな建物、石畳の道など素敵な街並みの中を走りました。中心街のため応援してくださる方は多く、声をかけて頂き力になりました。バイクで結構追い抜かれたため、ランで挽回しようと思いましたが、ペースがあがらず、残り 10 キロから足が疲労して痛く辛かったです。ゴール寸前に日本人スタッフから練習メンバーから頂いたメッセージ付き国旗を受け取り、広げてゴールすることができました。

ゴール後は、ひとまずゴールできた安堵感、走り切った達成感、もっと練習しておけばよかったと後悔する思いもありました。最後は一緒に参加した日本人メンバーとゴール後の喜びを分かち合えました。

結果は 6 時間 51 分 01 秒で 354 人中 104 位、年齢別（35 ～ 39 歳）26 人中 14 位、日本人全体 2 位でした。世界レベルの高さを痛感し、いい経験ができました。また今回参加するにあたって、応援して頂いた皆様には本当に感謝致します。これからも頑張ります。

▼宇和島市長への表敬訪問



第33回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会報告

広報部長 伊藤大緒

平成30年10月29日岡山県東児が丘マリンヒルズゴルフクラブにて開催されました第33回日調連ゴルフ大会の報告をさせていただきます。平成30年度は岡山会が主催会です。

プロゴルファー石川遼がアマチュア時代に日本のプロゴルフトーナメントにおいて史上最年少優勝を達成した舞台として、一躍有名になった東児が丘マリンヒルズゴルフクラブでの開催となりました。開催は10月なのですが、8月早々には全国調査士ゴルフ侍から連絡があり、前日の日曜日に練習ラウンドをしようということになりました。関東組も参加するので、8組どこかゴルフ場を手配出来ないかとのこと。ベストシーズンの日曜日に8組の予約を取るのは大変でしたが、何とか岡山金陵カントリークラブを押さえることに成功。前日の8時スタートで関東組と合流するゴルフコンペを開催することとなりました。10月28日は朝6時に愛媛会から今年も参加の小野省三会員と西原雄二会員を車にのせ出発。松山と今治からもそれぞれいつものメンバーが参加です。

(宇和島 中西浩会員・渡邊幸治会員、松山 松本義男会員、今治 木村敬会員は去年の優勝者・赤瀬雅英会員・曾我部和也会員・神野敬二元会員) 愛媛から計10名です。

岡山金陵カントリークラブで、関東調査士ゴルフ侍と一年ぶりの再会。毎年顔を合わせる仲となり、「大ちゃん、今年もよろしくね」なんて言われるようになりました。

今年は開催地が岡山県ということもあり、瀬戸内海を挟んだ香川会からも愛媛会以上の参加者で、観光組を除いた合計29名でゴルフコンペスタート。岡山金陵カントリークラブはアップダウンがあり、狭いホールが多いトリッキーなコースです。インコースからスタートで、グリーンも早くて手こずっていました。

私は、16番までなんとか4オーバーでしのいで、17番ショートホール170ヤード打ち下ろしを6番アイアンでティショット。ピンに向かって一直線。ピン手前に落ちてコロコロ転がるのが見える。まさかと思いました、そのままボールがずっと消えました。香川会の渡辺君が「入った!」の雄叫び。東京会の野崎先生、千葉会の相澤先生とハイタッチ。キャディさんに確認してもらい、ホールインワン証明書発行してもらいました。人生2度目のホールインワンがこんな時に出るなんて。明日じゃなくてよかった~大変なことになってたなあと本当に思いましたが、ゴルフの神様からのプレゼントは素直にうれしかったです。野崎先生、相澤先生にはプレゼント送らないといけませんね。そんなこん



▲優勝者の赤瀬会員と川野岡山会会長

なで、前日ゴルフは終わって、前夜祭会場の ANA クラウンプラザホテル岡山へ。会場には毎年お見受けする面々が勢揃い。150名を超える宴会の始まりです。我が愛媛会選出岡田潤一郎日調連会長の挨拶はいつも素晴らしい。150名以上の調査士ゴルフ侍の熱気で会場は暑いくらい。この前夜祭で、一年ぶりに全国の調査士と会う度に、一年間頑張った良かったとしみじみ思います。再会を喜び、共通の趣味の話題で盛り上がる。とても幸せな時間です。今年も元気に会えた。なんて素晴らしいことでしょうか。お酒も当然進みがち。明日の本番の為にセーブしようと思っても無理でした。翌日は眠くても、5時半には起床しないといけません。気づけば、あっという間に朝です。何とか目を覚まし、ホテルで朝食をとってから、いざ東児が丘マリンヒルズゴルフクラブに向かいます。東児が丘マリンヒルズゴルフクラブはクラブハウスも立派な大変綺麗なゴルフ場です。ときおり、コースから見える瀬戸内海の美しいこと。この日は天気が最高で、瀬戸内の向こうに高松の屋島がうっすら見えるほどでした。コースは綺麗ですが、トーナメントコースだけあってグリーンは早く、起伏も激しくなかなかパットが決まらない。皆さん結構グリーン上で苦労されていたのではないのでしょうか。参加人数152名という大コンペも絶好のゴルフ日和のなか、けがもなく無事終了。いよいよ結果発表です。去年は我が愛媛会の木村敬会員がグロス96・ハンディキャップ25.2ネット70.8で奇跡の優勝でしたが、今年はいかに。私も優勝をねらっていましたが、グロス83ハンディキャップ9.6ネット73.4の20位で名前が呼ばれて残念。昨日で運を使ってしまったようです。他の愛媛会の会員の名前も呼ばれて、今年は何んだか私が愛媛会皆さんの運まで使ってしまったようで、申し訳なく思っていたところにまさかの名前が。優勝者は赤瀬雅英さん！また奇跡がおきました。グロス100ハンディキャップ28.8ネット71.2。嘘でしょ。2年連続で愛媛会それも今治から

優勝者がでるなんて。なんという幸運の持主達。赤瀬さん本当におめでとうございます。木村さんに肩を並べましたね。平成30年のゴルフ大会も話題の中心は愛媛会でした。そして新元号の今年の開催地は千葉です。東急セブンハンドレッドでの開催です。二度あることは三度ある。新元号のはじめの優勝めざして愛媛会から今年も参加しましょう。



伊予農 課外授業について

松山支部 副支部長 小 島 裕 介

平成30年9月27日、前年の上浮穴高校での課外授業に引き続き、伊予農業高校で課外授業を行いました。伊予農業高校は、測量士補の試験を受けている生徒の方もおられ、測量について詳しい方への土地家屋調査士業務のアピールの場となりました。

課外授業の内容については、午後からの時間帯で5時限目と6時限目の時間をいただき、最初の5時限目に座学により土地家屋調査士がどのような仕事をしているのか、どのように生活と関わっているのかを説明しました。また、測量の事を詳しく知っている生徒の方なので、測量士が主に関わっている測量設計の仕事と、土地家屋調査士の仕事の違いなどをお話ししました。

次の6時限目には、外に出て 境界確認の立会の寸劇を行い生徒の方には補助者の立場という形で資料に基づいて境界を確認するお手伝いを体験してもらいました。実際の業務に沿って、境界が確認できたら測量器械にも触れてもらい、教室にもどってCADへの取り込みや計算作業の工程を、スクリーンに映し出して見てもらいながら、土地家屋調査士が行っている仕事の説明をしました。

また、測量についてある程度詳しい伊予農業高校の生徒の方々ではありましたが、上浮穴高校の生徒の方々と同じく、土地家屋調査士という資格、仕事のことは知らないという方が多かったのが残念なところでした。

土地家屋調査士の出願者の数は、ここ数年は若干の盛り返しの兆しがあるものの、最もピークであった平成元年からは大幅に少ない人数です。(平成元年が14,300人で、平成28年が4,506人、平成29年に4,600人で若干の増)

昨年のご報告でもお伝えさせていただきましたが、平均年齢がほぼ還暦の年齢に近づいている土地家屋調査士の仕事の活性化のためには、職業としてもっと多くの方に知ってもらい土地家屋調査士の資格を取りたいと、中学や高校の世代で思っただけの方が増えていくことも一つの方法だと思います。

このような活動は一度や二度で成果があらわれるものではないと思いますので、引き続いて行っていくことができればと思っております。



新故温

愛媛会のあゆみ



「愛媛会の歴史を記録する」座談会についての中間報告

報告者 松山支部会員 小野 勇

いま、あなたが種を蒔くとして、それはいつ花を咲かせるのでしょうか。その実をいつ、どのように収穫するのでしょうか。それを収穫するのはあなたですか。それとも……。

定時総会で松山支部藤本徳夫会員の質問からはじまった「愛媛会の歴史を記録する」ことについては、調査士制定70周年の記録誌として発行してはどうかとの意見もありましたが、とりあえずは、当時を知る会員による座談会を開催し、その話をとりまとめて公表していくことになりました。方法としては、話のテーマを決めて、出席者の記憶をたよりに、当時のことを話してもらうこととしましたが、藤本会員からは記録誌や議事録など数百ページにわたる資料をあらかじめ準備してくださいました。ここに感謝申し上げます。

さて、その聞き役として、私が担当させていただくことになり、現在は、テープ起こしをした原稿の校正、編集作業を行っているところですが、当時の記録との整合性の確認などもあり、成果の公表については猶予をお願いしているところです。

そこで、今回は、その一部を抜粋して掲載し、ただ今の報告とさせていただきたいと存じます。

平成30年11月2日 愛媛県土地家屋調査士会第1会議室

出席者



藤本 徳夫会員
(昭和44年入会)



宮内 大介会員
(昭和46年入会)



岡 宗鷹会員
(昭和54年入会)



池川 晋一郎会員
(昭和63年入会)

小野 勇会員（進行役）（平成4年入会）

座談会のテーマ：「境界標の設置」

【藤本】 57年の10月の……。議事録（編集者注：資料として昭和57年10月の理事会の議事録が配布されている。）、これ見たらわかりますが、この理事会で境界標を設置しましょうというのを決めたんです。池川さん（編集者注：池川利行公共事業部長（当時）年～年）はショウヨウ（編集者注：証憑（しょうひょう）？＝証拠を残すこと）いう、そのときの言葉はショウヨウ言うた。どんな字を書くんか知りませんが、境界標の記載は、ショウヨウいうことで。池川さんはそれはできるんやと。いろんな法務局長通達、訓令ですかね。訓令が出るんですが、……。

【岡】 境界標を設置と書いてある、議事録。

【小野】 このときの会長は、高橋寛さんですね。

【藤本】 寛さんです。このときに境界標は設置しようとして理事会で決めてですね……。

【藤本】 あれは中川氏（編集者注：中川寿一会員：年～年在籍）の提案じゃが、なんでそれをやったんぞっちゅうたら、わしとこは、仕事が多いのと補助者が多いんで、わしも出てはいくけど、キチッとしたもんをやらんといかんいうんで、素図をつくって、それで現場へ行く。それで、現場へ行って境界が決まったら境界標を入れとかんことには、後からもめると困る言うんで、境界標を入れておくと。それで測量すると。測量も、もうそのころ光波が使えるようになってきますので数値で測量すると。かっちり境界標を入れて測量したやつを、測量図に記載しておく。それを進めていかんという話で、そうしたら、池川公共事業部長もやらんといかんいうことで、後押ししてくれて、それで理事会にかけて、進めたと。昭和57年のこのときに境界標を設置しよう。これが鷹子の地図の作成へと実を結んでいくんですが、とにかくこれは、この時分はコンクリート構造物、開発行為とか団地の造成が多かったんですね。それで境界プレートの設置をやろうと。あれ簡単なことなんです。

【小野】 ここで、宮内先生からお話ししていただきたいのですが。

【宮内】 境界標というのは、あのころはね。境界標というのは全国的に関東の、… 要はコンクリート杭を入れえいうんですわ。

【藤本】 宮内さんの言うとおりでですね。

【宮内】 それは何でかいうたら、東京は関東ローム層やけん、コンクリート杭やないと、あの大きなやつ（杭）やないといかんと。ほやけど、愛媛にコンクリート杭なんか入れるいうたら、とてもじゃないが入るようなとこじゃないし、大変なことやと。そうしたら、コンクリート構造物にピン（編集者注：金属釘）とか何か入れてって… ほやけど、誰が入れたやらわからんもんじゃないかんと。境界標を入れるんやったら、調査士が入れたという証がないといかんいうことで、桐のマークをね。そのかわり、桐のマークの境界標を入れとるいうことは、きちっと境界確認をした上でじゃないと入れたらいかん、ということで。そやから全てのこと（業務）を集約しとるわけやね。

【藤本】 不動産屋が入れてるわけでなし、弁護士さんが入れるわけでなし、調査士がきちっと調査士の業務をやったうえで、桐のマークの境界標を入れて、仕事に責任を持てよ、っちゅうのがあって。それから、調査士が入れた桐のマークの境界標を不動産業界にも一般のほうにも浸透させていかんといかんいうて……。

【宮内】 このとき判つくってね、桐のマークのゴム印をつくってね、それで測量図に判を押すと。

【岡】 「土地家屋調査士会標」いう、桐のマークを入れたゴム印をつくって。

【小野】 議事録を見てると、「境界標をみんなでいっぱい発注したら安くなるやないか」みたいな

ことも書いているようですが……

【宮内】 そうそう、最初はね、「会でつくって売るか」言いよったんよ。けれども、そんなことしちゃいかんいうて、とにかくメーカーどこでもかまわんけん、会が認証するものをつくってもらえと。そうしたら安なるけん言うて、提案してきたとこへ、どこでもかまわんいうて。そうしたら向こうから「何ぼで売る」「何ぼで売る」言うて、「うちはこんなもんつくったよ」いうて持ってきていろんなのんができた。

【小野】 なるほど、じゃ、メーカーに提案させたわけですか。

【宮内】 メーカーにつくらして、ほんで中は自由にやってくれと。ただし調査士の免許持つとる者じゃないと売られんよ、いうことで、部外者には売られんよと。

【小野】 会のマーク……桐のマークっていうのはこれ調査士のブランドになりましたから、やっぱりあのときに、そこまで考えとった。あれがあるとないでは全然もう値打ちが違いますよね。やっぱり物だけでは値打ちがないから、そこへマークを入れて……。

【宮内】 そうそう、調査士というやっぱり自分らが仕事が残るという。

【岡】 そのときドリルと発電機と一式買わされたんや。

【小野】 会で？これを始めたときに、岡さんなんかは強制的に買わされたっていうけども、それは会の指導っていうのがしっかり行き届いたっていうか……？

【岡】 役員やったし、せないかんと言われたら、はいはいと素直に、素直やけんね。

【藤本】 宮内さんが会長の時も最後まで、わしが会長をやったときの総会の資料も、一番初めに境界標入れえ、境界標入れえと、しまいまであれを言いよったけんな。はやけん落ちついたんや。松山のほうは宅地分譲地が多いけん、それに全部入れていかんと、「わしとこ分譲しとるのに、うちには入ってないが、よその分譲地には境界標が入ってる」言うぐらいに持っていったわけよね。

【宮内】 よそも大分入っとるね。もう分譲地やったら必ず入っとるけん。

【藤本】 それに、入れたら報酬が取れるけん。入れとる。

【小野】 分譲地なんかで会員さんによっては、入れん人とかは？

【宮内】 もうこれは明らかじゃろう。測量図に書くけんね。書いてなかったら、どしたん？という話やね。それで不可能なとこは別として、入るとこは全部入れてくれと。全点……という形で言うたんですね。

座談会の様子を一部抜粋して掲載しました。今となっては、調査士会標を設置することは、当たり前のようになっていますが、昭和57年には、「桐のマークの境界プレート」も存在していませんでした。愛媛会が発案してメーカーに作ってもらったのが始まりということでした。

座談会の編集に当たり、昭和57年10月23日の会標の設置についての理事会議事録を読ませていただきましたが、総論では賛成、しかし、各論では、境界標を設置することが難しいとの理由についての発言もみられました。それでもその当時の役員が熱心に「会として」境界標の設置することを決議したことが、会員のあるべき姿として今につながっているということを感じました。

今回企画された座談会において、いろいろなテーマで愛媛会の歴史を振り返ることは、先の会員や役員がどんな思いで表示登記や会を発展させてきたのか、他会とは違う個性、特徴、伝統がどのようにして生まれたのか、「どのようにしてその種が蒔かれたのか」ということを記録し後世に伝えていけるものになりそうです。

退会のことば

退会にあたって

元土地家屋調査士 佐藤 裕三



季節は晩秋、どこまでも青く澄んだ空、ひんやりとしかし爽やかな風が吹き、夜は薪ストーブを背に満天の星空を眺める。四国の軽井沢と称される久万高原町二名（にみょう）で3年前から季節野菜を中心に週末農業をやってきた。

昭和46年1月入会、本年3月ではほぼ47年間在籍させていただいた貴会（併せて愛媛県司法書士会）を退会し、今は上記のとおり農業を中心とした生活をしている。正確には「農業」ではなく「農耕」生活だ。また、併せてオートバイのツーリングを兼ねて好きな歌手のコンサートを追っかけているとともに、15年間続けている民間調停機関（愛媛和解支援センター）のADR民間調停員活動も行っている。

現在、仕事時代にあった色々なストレスはまったくなく、気分はこの久万高原町に吹く晩秋の風のように爽やかである。

土地家屋調査士という業務に出会わなかったら今の僕はなかったと思うほど（ストレスの多い仕事ではあったが）素敵な仕事であったし、また人として誇りの持てる仕事でもあったと思っている。

会員諸氏におかれては調査士制度を盛り上げていただくようお願いして退会のご挨拶とさせていただきます。

会員事務所訪問

守谷秀典会員事務所訪問 編集員 神野峰好

今回の事務所訪問は、新居浜市の守谷会員の事務所にお邪魔しました。
実務経験が豊富で真面目な人柄が印象的です。



? 調査士になろうとしたきっかけ

☞ 測量会社勤務中に運よく資格を取得することができたから。

? 調査士になってよかった点、悪かった点

☞ 良かった点……まだ調査士としての日が浅く実感はあまりないが、拘束されず、自分のペースで仕事ができること。
悪かった点……寒い冬、暑い夏に外での作業が辛いこと。

? 趣味

☞ 日曜大工

? 長所

☞ 何事にも真摯に取り組むところ。

? 短所

☞ 手を抜けないところ

? 今、一番したいと思うこと

☞ 余裕ができたなら、いろんな所を回りたい。

? これからの目標

☞ 一つ一つの事案に丁寧、確実に取り組んでいきたい。

会員事務所訪問

山本真二会員事務所訪問 編集員 栗田祥太

今回の事務所訪問は、喜多郡内子町にある山本真二会員の事務所にお邪魔しました。司法書士をされている息子さんと一緒に仲良く仕事をされていました。



? 調査士になろうとしたきっかけ

☞ 役場で嘱託登記業務を担当していた頃、土地家屋調査士という資格に興味を持ち昭和62年に試験合格しました。60歳になったのを機に役場を退職し、30年のブランクを経て開業しました。

? 調査士になってよかった点、悪かった点

☞ 何が良かったかの実感はまだありません。
逆に、自分の知識、技術の薄弱に呆れています。

? 趣 味

☞ 自己啓発で資格の勉強をしていました。現在、25個ほど国家・公的資格を保有しています。

? 長 所

☞ コツコツと努力するタイプと妻が言っています。

? 短 所

☞ 「話がくどい」「指示したことをすぐ忘れる」と息子が言っています。

? 今、一番したいと思うこと

☞ 孫と遊びたい。

? これからの目標

☞ 同時期に司法書士の息子と一緒に事務所を開設しましたので、自立できるよう老骨にむち打って頑張ります。

入会のことば



成松 実

皆様、はじめまして。平成30年11月に入会させていただきました成松 実と申します。

私は愛媛県の土木職員として約31年間、道路・河川・砂防・都市計画事業の計画・設計・施工・管理や許認可に携わっておりました。仕事を進める中で、公共事業に深い繋がりのある不動産に興味を持ったこともあり、土地家屋調査士の仕事をしたいと考えるようになりました。

登録につきましては、愛媛県退職後を考えておりましたが、地方自治法に係る兼業許可が下りたことから年度途中に入会させて頂くことになった次第です。若輩者ですが、諸先輩の皆様方には末永くご教示、ご鞭撻をお願いいたします。

編集 後記

kaiho EHIME vol.136

昨年に引き続き2度目の会報編集委員をさせていただきました。今年もあまりお役にはたてませんでしたが良い経験になりました。寄稿していただいた皆様ありがとうございました。

栗田 祥太

今年も会報編集委員になり、委員の皆さんと楽しく編集作業をさせていただきました。寄稿していただきました皆様、事務局職員の皆様ありがとうございました。本年も皆様にとって良い年となりますように。

益田 貴之

会報委員も今年で2回目となりました。ご多忙中にもかかわらず多くの方のご協力により会報を発行することができました。ありがとうございます。本年も皆様にとって良い年でありますよう、お祈り申し上げます。

神野 峰好

平成最後の記念すべき会報発行が無事できました。今年は平成から新元号に変わり、愛媛の会員の皆様もお忙しい一年となると思いますが、良い年となりますように。

伊藤 大繕

会報編集委員になり、2年たちました。委員会は楽しく委員長に頼りっきりですが、本当に楽しかったです。そして原稿をお願いして書いてもらった皆さんどうもありがとうございました。

井上 稔

今年もたくさんの記事を寄せていただきました。

入船さんの記事では「亥の子」という懐かしい言葉に出会いました。今治市出身、在住の私も子供のころ、毎年楽しみにしていた行事ですが、地元では今は行われていません。息子の通う小学校で聞いてみたところ、お隣の地区では、子供の数が減り3人しかいない時期もあったものの、絶えることなく存続してきたそうです。近所の親連中と、この地区でも復活させてみてはと酒の席では盛り上がるものの、習い事で忙しい今どきの子供たちを集めることすら難しいでしょう。肝心の石を探してみましたが、いまのところ行方不明です。

徳永さんのご家族はジャニーズにお熱ということでしたが、私の頭の中は、伝説のロックバンド・クイーンのフレディ・マーキュリーを描き、昨年末にヒットした映画「Bohemian Rhapsody」を見て以来、その歌声が鳴りやみません。ラストのコンサートシーンの姿は、命を削り、魂を燃やすようなかなさと力強さをもって迫り、胸に突き刺さります。ITや映像の技術が整えば、スクリーンに飛び込みたい、さらには、あの時あの場所に時空を超えて飛んでいき、フレディと何万人もの観衆との大合唱に参加したい、という願いもかなえられるのでしょうか。

まもなく元号が変わり、新たな時代の幕開けです。IT技術や業務を取り巻く制度、環境が変化するスピードも増していくでしょうが、時代の波に飲み込まれることなく、日々前進し、魂を揺さぶるような境界確認を目指しましょう。

曾我部和也



境界のトラブル ご相談ください。

解決のお手伝いをします

トラブル …でもその前に



隣家との境界トラブルは、その多くが境界標の不整備によるものです。せっかく今までお隣りさんと仲良しの関係だったものが、いったんトラブルになると孫子の代まで憎しみ合うことにもなりかねません。そうならない前に、土地家屋調査士に依頼して、境界標をしっかりと整備することをおすすめします。

トラブル …万一起きてしまったら



遠慮なく「境界問題相談センター愛媛」にご相談下さい。境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」が協力して専門家の立場から皆様のご相談に応じ、公正・迅速・円満な形でトラブルの解決を目指すようお手伝いいたします。



かいけつサポート

認証紛争解決サービス

愛媛県土地家屋調査士会
(境界問題相談センター愛媛)は、
平成20年1月25日
法務大臣から認証されました。

境界問題相談センター愛媛

境界トラブルでお困りの方、まずはお電話ください。

0120-24-1103

携帯からは TEL 089-943-6785

◎受付/月～金 9:00～16:00

(ただし、祝祭日・12月29日～1月3日および調査士会で定める日は除く)

予約制

電話での相談はお受けしておりません。
予約なしでお越しいただいても、
相談をお受けできない場合がございます。

協働

愛媛県土地家屋調査士会
愛媛弁護士会



JR松山駅から徒歩10分。駐車場あり。

境界問題相談センター愛媛

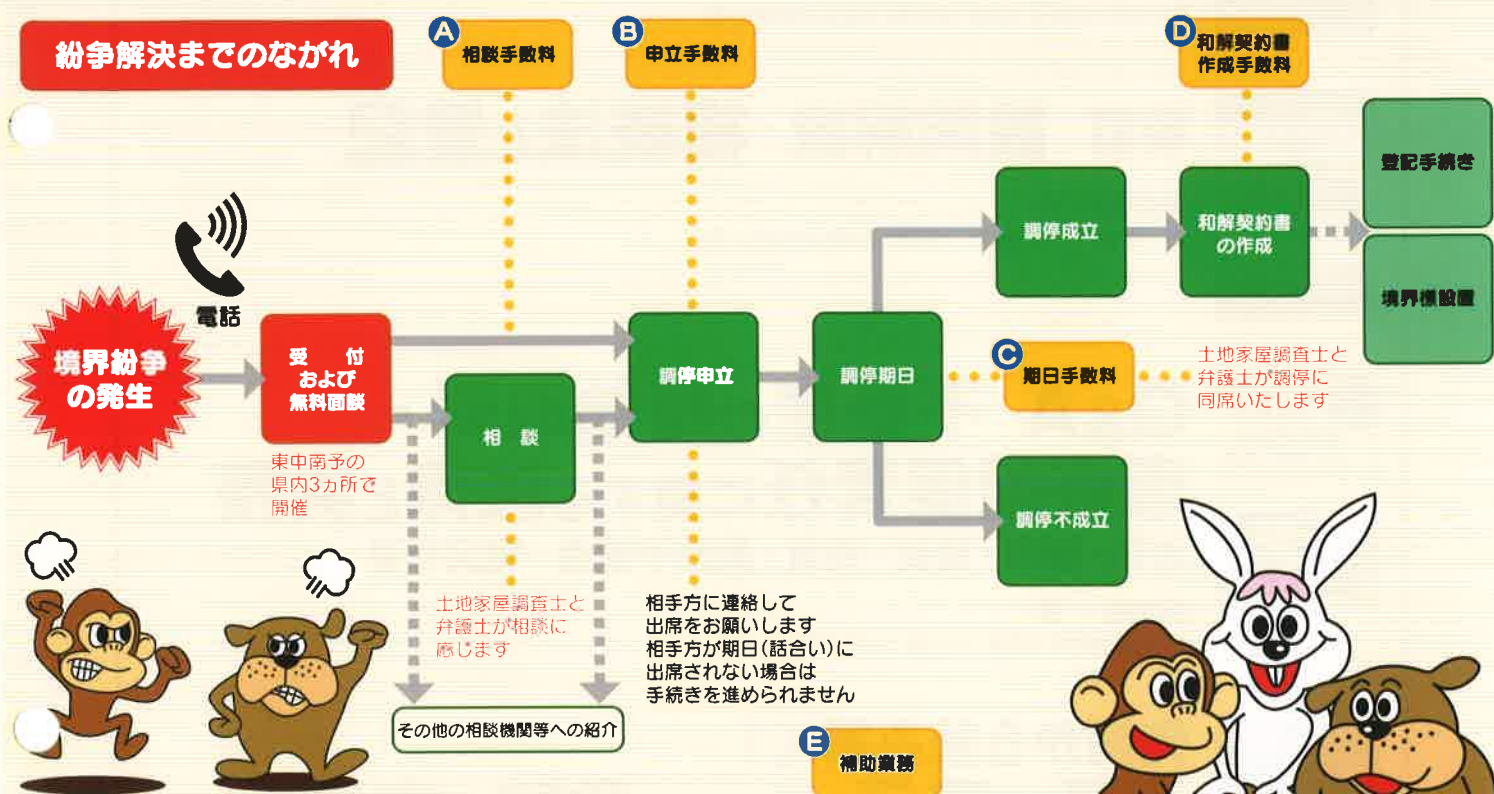
〒790-0062 松山市南江戸1丁目4番14号
愛媛県土地家屋調査士会内 TEL089-943-6785

<http://www.kyokai110.jp>

境界のトラブルが発生したら

境界問題相談センター愛媛 をご活用ください。

財産に関わる問題だけに、土地の境界を巡るトラブルには慎重な対応が欠かせません。土地家屋調査士はそのことを常に意識して、公正・迅速そして最良な方法で問題が解決できるよう日々研鑽をつんでいます。隣家同士で感情的対立が根深くなる前に、問題を早く解決したい。それが私たちの目標です。土地家屋調査士と弁護士が、長年の経験で培ったノウハウと知識を活用して「相談」に応じ、「調停」をすすめて円満解決を図ります。安心してご相談ください。



●和解契約書作成までの費用(金額はすべて税込)

相談

◎相談手数料(1回の相談は1時間以内)
.....15,000円——A

調停

◎申立手数料.....20,000円——B
(申立人負担)

◎期日手数料.....当事者それぞれ10,000円——C
(1期日ごと)

◎和解契約書作成手数料
.....200,000円より——D
(原則として双方で負担)

補助業務

◎調査・測量・境界鑑定費用
.....必要に応じて随時見積もり——E
(原則として双方で負担)

●和解契約書作成後の費用

下記の費用が発生する場合があります

[原則として双方で負担、負担割合は合意による]

- ◎境界標設置費用
- ◎登記手続費用
- ◎登録免許税、印紙代
- ◎和解の内容を履行するための諸費用

【好評図書のご案内】

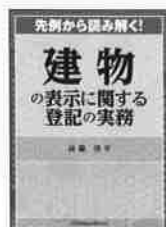


改訂版 境界の理論と実務

寶金敏明 著

2018年12月刊 A5判上製 684頁 本体6,400円+税

待望の
改訂版



先例から読み解く! 建物の表示に関する登記の実務

後藤浩平 著

2018年10月刊 A5判 488頁 本体4,300円+税



新訂 設問解説 相続法と登記

幸良秋夫 著

2018年11月刊 A5判 736頁 本体6,600円+税



Q&A 不動産の時効取得・ 瑕疵担保責任に関する法律と実務

占有・援用・登記・売買・契約不適合・現況有姿

末光祐一 著

2018年8月刊 A5判 712頁 本体6,700円+税



先例から読み解く! 土地の表示に関する登記の実務

後藤浩平・宇山聡 著

2017年12月刊 A5判 800頁 本体6,700円+税



相続財産管理人、 不在者財産管理人に関する実務

財産管理、相続人の探索、選任の申立て、相続放棄の対応、
権限外行為許可、相続財産の清算、登記、不在者への対応、失踪宣告

正影秀明 著

2018年3月刊 A5判 656頁 本体5,000円+税



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp
TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 (営業部) ツイッターID: @nihonkajo

新

最短合格講座

基礎力養成編 / 受講期間6カ月

毎月1日
開講!
入学随時!

選べる2タイプ

DVDタイプ
WMV映像ダウンロードタイプ

短期合格のためには、本試験で問われる最重要項目を、繰り返し何度も学習することが必要です。

本学院では長年にわたる土地家屋調査士講座の指導経験をもとに、初学者が最も効率よく学習できるよう工夫を凝らしたオリジナル教材『(択一)新・合格ノート』と『書式攻略ノート』を作成しました。まったく初めて学習をスタートする初学者向け通信教育です。『短期集中プログラム』に基づいた『新・最短合格講座』は、これまでの最短合格講座以上に、豊富な教材群で短期合格をサポートしていきます。



内堀 博夫

レクチャー 本学院専任講師

すべては“短期合格”が一番のテーマです。

土地家屋調査士は不動産に関する調査、測量を行い、登記所への申請代理を行う資格です。『新・最短合格講座』は土地家屋調査士試験の中でも「午後の部」を対象とした基礎力養成講座となります。

土地家屋調査士資格取得には「条文等の法律知識」と「作図・求積の技術」という二つの面での学習が必要です。試験対策学習においてはこの二面を関連づけることが効果的です。本講座ではオリジナル専用テキスト「新・合格ノート」を中心に学習を進め、過去の本試験問題を収録した問題集での演習を通じて知識の確認をします。また、教材には質問票がついていますので疑問点の解決に利用してください。單元ごとの学習の最後には提出課題で習熟度を確認することで、土地家屋調査士試験に向けた知識を網羅することができます。

●本学院オリジナルの教材がポイント!!

学習に使用する教材の選択は、その後の学習計画のすべてを左右する大切な部分です。本学院では、受験指導校としての実績をもとに余分な箇所を削り、本当に必要な部分のみで構成した画期的教材「新・合格ノート」等を一括ご送付いたします。教材選択時の不安や、時間的ロスをなくしたうえで、学習進行中や本試験直前の見直しにおいても、かなりの威力を発揮することでしょう。

●初学者にも納得できる教材で、確かな理解!!

土地家屋調査士の業務の対象は「人」。それゆえ土地家屋調査士として依頼された仕事を成功させるためには、暗記ではなく、確かな理解と正確な判断力が要求されます。したがって、本講座では、「納得しながら、効率的、かつ確実に合格を」が指導コンセプトです。

使用
教材

学習補助教材	土地家屋調査士六法	1冊
	六法の読み方入門	1冊
	最新版 土地家屋調査士本試験問題と詳細解説	1冊
択一学習用教材	テキスト 新・合格ノートⅠ 不動産登記法編(総論、表題部所有権、土地)	1冊
	テキスト 新・合格ノートⅡ 不動産登記法編(建物、区分建物、申請書様式)	1冊
	テキスト 新・合格ノートⅢ 民法・土地家屋調査士法編	1冊
書式学習用教材	土地家屋調査士試験に必要な数学	1冊
	測量・面積計算&図面作成(第五版) および 調査士作図演習帳	各1冊
	テキスト 書式攻略ノートⅠ 土地 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
	テキスト 書式攻略ノートⅡ 建物 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
	テキスト 書式攻略ノートⅢ 区分建物 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
	新版 択一過去問マスターⅠ(民法、土地家屋調査士、総論)(第六版)	1冊
問題集	新版 択一過去問マスターⅡ(土地、建物、区分建物)(第六版)	1冊
	新版 書式過去問マスターⅠ(土地)(第三版)	1冊
	新版 書式過去問マスターⅡ(建物、区分建物)(第三版)	1冊
	問題編(択一:5回/書式:3回の合計8回分を収録) 書式答案用紙は各回別冊子添付解説編(各回別冊)	各1冊
提出課題	問題編(択一:5回/書式:3回の合計8回分を収録) 書式答案用紙は各回別冊子添付解説編(各回別冊)	8冊
実力確認テスト	本試験形式(問題編・解説編)	各1冊
解説講義	DVD または ダウンロード(WMV) ファイル(約2時間30分/1巻)	全45巻
作図器具	縮尺定規「すいすい君、すらすらちゃん」(直角二等辺三角形(2枚))	1セット
	全円分度器	1枚

会長様の推薦状があれば、
特別減免学費で
お申込みできます。



学費(税込) 土地家屋調査士
新・最短合格講座

基礎力養成編 / DVDタイプ

- 一般学費 218,080円
- 特別減免学費 163,560円

基礎力養成編 /
WMV映像ダウンロードタイプ

- 一般学費 189,280円
- 特別減免学費 141,960円



高実績と信頼 大人が選ぶ LICENSE SCHOOL

東京法経学院

★TEL. 03 (6228) 1453

★FAX. 03 (3266) 8018

★HP. <http://www.thg.co.jp>

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカビル1階



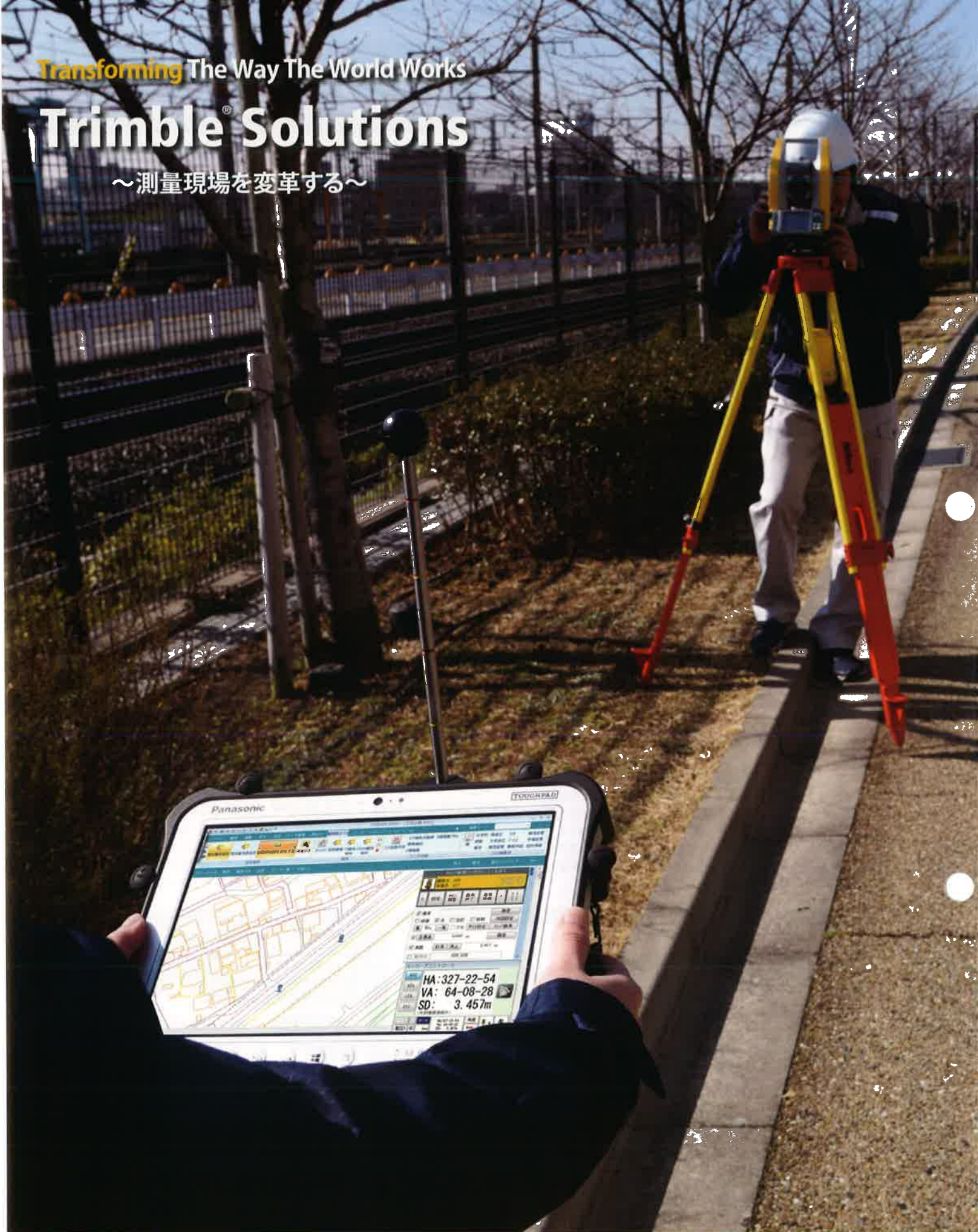
資料請求



Transforming The Way The World Works

Trimble® Solutions

～測量現場を変革する～



お問い合わせ先

 **Trimble.**
AUTHORIZED DISTRIBUTOR

Total Support Center

株式
会社

TSC

株式会社 T S C

香川県高松市東山崎町 73-10

TEL 087-847-6448

FAX 087-847-6708

www.tsc-tp.com

 **Trimble.**

株式会社ニコン・トリンブ

www.nikon-trimble.co.jp

掲載の会社名、ロゴ、製品名、その他の固有名詞は、各社の商標または登録商標です。

3次元の時代を迎え、 測量CADはいま、ONEへー



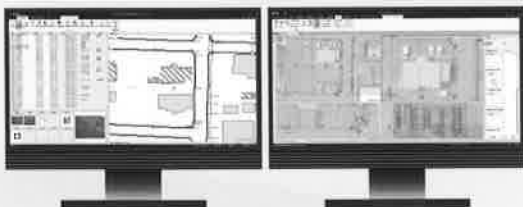
TREND-ONE

測量CADシステム【トレンドワン】

最新のデジタル環境で、 登記業務の効率化

マルチディスプレイ対応!

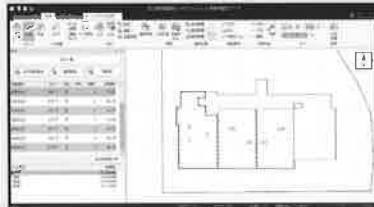
組み合わせ広がるマルチディスプレイ



「素図」と「詳細図」、「公図」と「実測図」のチェックや
基準点測量で、点検路線の精度比較など抜群の効率化を実現

各階平面図一新

数々の機能アップで、作成手を削減



デジタル図面から建物形状入力も!



シンプル、メリハリ、見える“CAD”

集約・洗練されたコマンド・プロパティバー



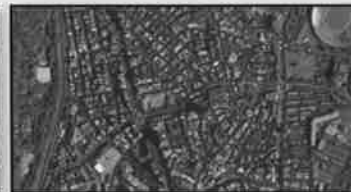
マウスの移動量約1/3 (自社比)・目線移動も少なく快適作業

オープンデータの活用

現場データを重ねて確実に・わかりやすく



地理院【標準地図】・[写真] 等やストリートビュー活用!



使いやすさを追求したユーザーインターフェイス

“コマンドブレイン”・リボンインターフェイスで操作性向上!



リボンインターフェイス

コマンドブレイン

特許出願中

文字

シンボル

ラスタ写真
配置

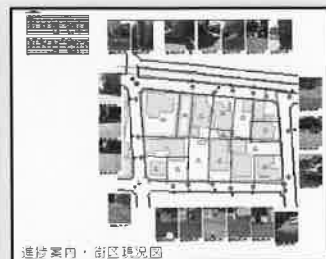
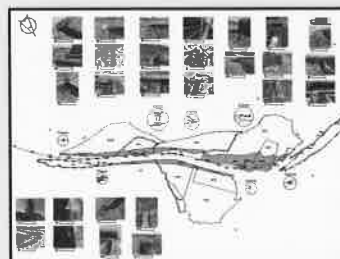
一括配置・
位置同作成

線入力

引出線

次に使用するコマンドを操作履歴から予測表示

ラスタ取扱い歴然の軽快感



大量の写真も手軽に。写真の活用で素早く位置図作成

福井コンピュータ株式会社

本社 / 〒910-0297 福井県坂井市丸岡町磯部福庄5-6

●お電話でのお問合せは【福井コンピュータグループ総合案内】



0570-039-291

●製品の詳しい情報、カタログのご請求は

福井コンピュータ

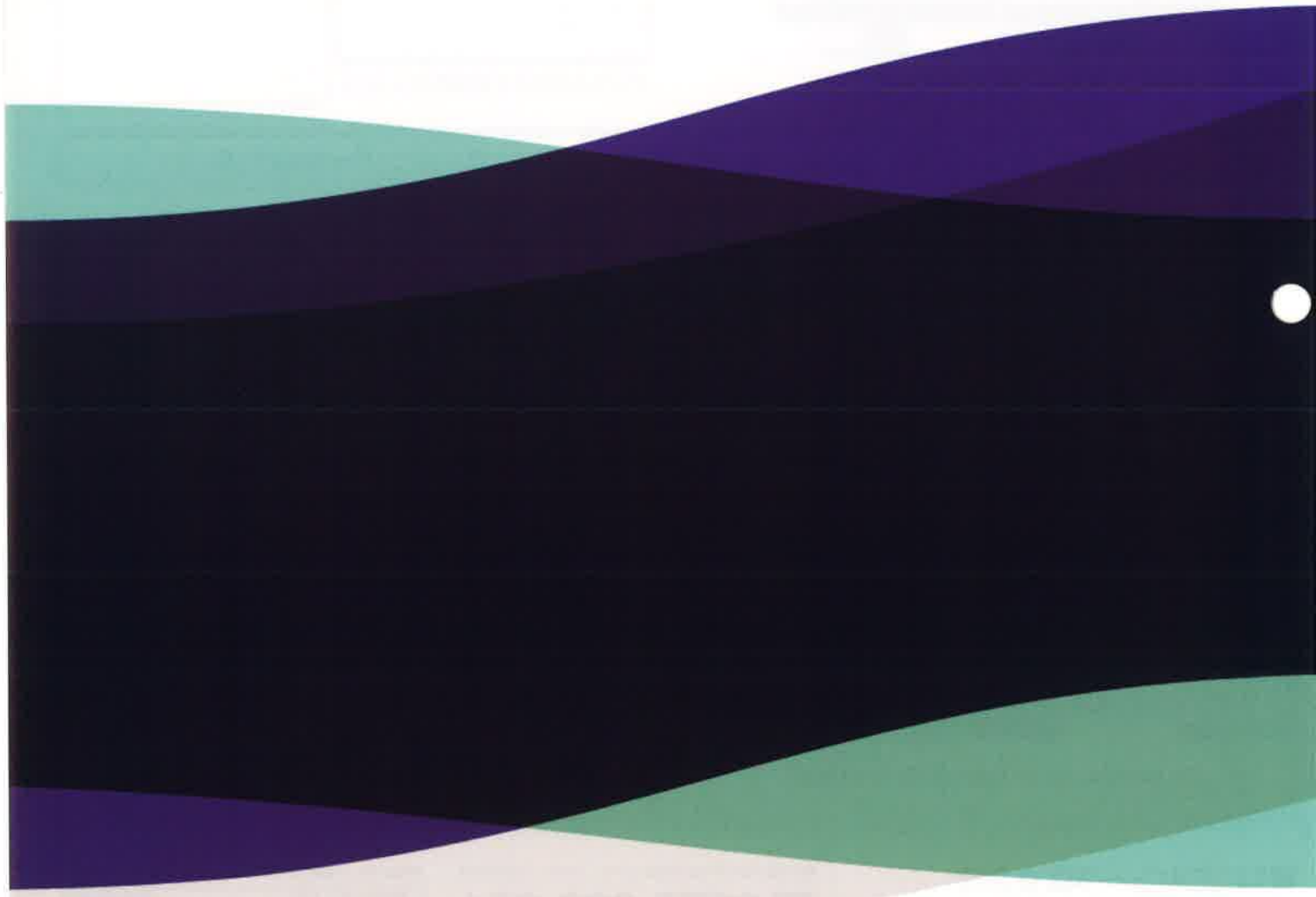
<http://const.fukuicompu.co.jp>

検索

土地家屋調査士
調査情報保全管理システム

調査士カルテ Map

土地家屋調査士 限定



調査士カルテMap

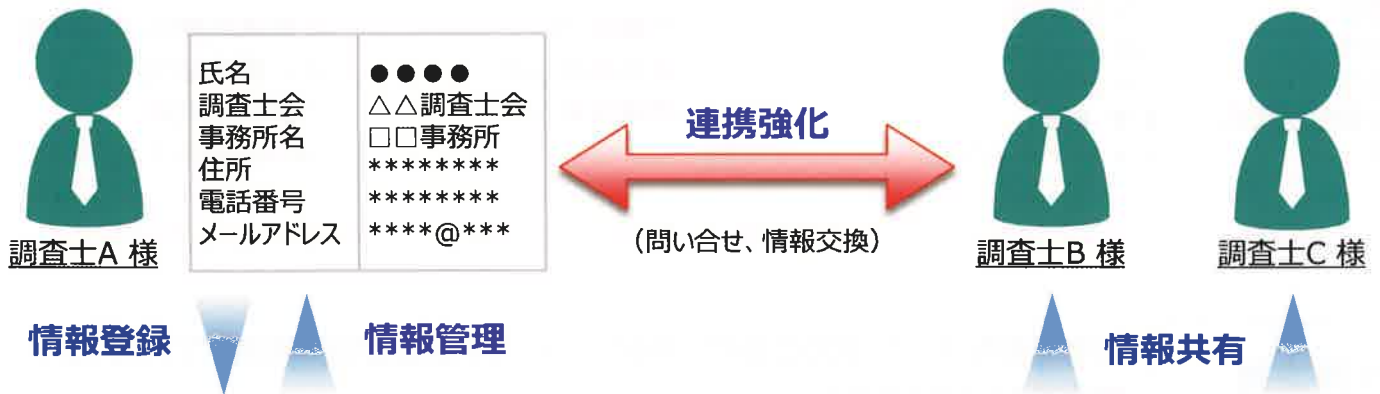
大切な調査情報の保全と業務の効率化を同時に実現する情報安全管理システム

- 調査情報を地図上の位置と紐付けて事件簿として一元管理することができます
- 登録情報の基本情報・位置を調査士様間で共有することができます
- 情報が蓄積されるため貴重な資料の保全管理・情報継承ができます

主な機能

全体イメージ

地図上の位置と紐づけて調査情報を登録することができます。
また、登録情報を共有することにより、調査士様相互の連携強化に繋がります。



【調査士カルテMap】



登録情報

事件簿として、土地や建物の基本情報、図面などのデータファイルを登録できます。
登録した情報は、マイデータとして、いつでも検索・参照・編集することが可能です。



①調査基本情報

申請日	2012/3/15
調査位置	139°46'13 : 35°41'39
所在	千代田区神田淡路町2丁目
地番	101,102番地
調査分類1	土地
調査分類2	申請手続
調査分類3	分筆(調査測量含)

②事件簿情報

事件番号	110
受託日	2011/12/10
申請日	2012/3/15
受領日	2012/3/20
引渡日	2012/3/20
依頼者住所氏名	●●●●●
金額	*****円

③調査ファイル情報

- ・登記申請書.pdf
- ・地積測量図.tif
- ・分筆図.tif
- ・調査画像.pdf
- ・測量成果.sim

④その他所有情報

- (登記所資料)
- ☒ 土地登記記録
 - ☒ 地積測量図・土地所在図
- (官公署等資料)
- ☒ 基準点成果
- ※所有有無のチェックのみ

※情報共有時は、上記の①③④のみ共有されます。③の調査ファイルは、ファイル名のみ公開されます。

地図機能

住宅地図をはじめ、調査に役立つ地図コンテンツや多彩な地図機能をワンストップで利用することができます。

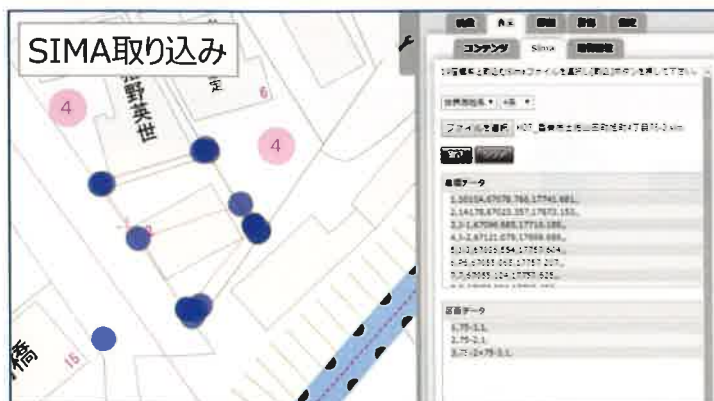
住宅地図+ブルーマップ



住宅地図+用途地域



SIMA取り込み



お手持ちのSIMAデータを取り込み、地図上に表示することができます。印刷機能を用いた出力も可能です。

地図印刷



業務利用、周辺住民への案内図配布利用、登記申請時の添付資料用として、地図印刷 (PDF形式)が利用できます。

導入までのかんたん3ステップ

価格

月額 3,000円 + 税 でご提供します。(全国閲覧可)

※お申込みには、所属土地家屋調査士会名と登録番号が必要となります。

※複数人で利用する場合は、同時ログイン数をご指定することができます。

※同時ログイン数を1増やすごとに上記金額が加算されます。

※クレジットカードでのお支払いとなります。

※用途地域の閲覧は所属調査士会の都道府県のみです。

ステップ1

日本土地家屋調査士会連合会HP「会員の広場」

ステップ2

調査士カルテMap 申込サイト

2017年12月中旬
提供開始予定

ステップ3

利用開始

動作環境

Webアプリケーションですので通常のインターネット環境があればご利用が可能です。

OS	Microsoft Windows 7 / 8.1 / 10	macOS 10.11 / 10.12
ブラウザ	Google Chrome 61.0以降 ※推奨 Internet Explorer 11以降	Safari 10.1.1以降
メモリ	4Gbyte以上推奨	

※タブレット（Android / iOS）でのご利用も可能です。

※画面サイズによっては一部表示レイアウトが崩れる可能性があります。機能自体に影響はありません。

最後に

当システムは、日本土地家屋調査士会連合会監修のもと、株式会社ゼンリンが制作したものです。取組に関するご質問は、所属調査士会もしくは日本土地家屋調査士会連合会までお問い合わせください。

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい
桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1年間)

団体総合生活補償保険

保険期間中、国内外を問わず
1) 日常生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶発の事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店

有限会社 桐栄サービス

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

TEL : 03-5282-5166

FAX : 03-5282-5167

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問い合わせをお願い致します。



会報えひめ No.137

発行日 平成 31 年 1 月 1 日
 発行人 山 本 明 宏
 発行所 愛媛県土地家屋調査士会
 松山市南江戸一丁目 4-14
 TEL (089) 943-6769
 FAX (089) 943-6779
 印刷所 クボタ印刷株式会社
 松山市福音寺町 579-6
 TEL (089) 998-7771
